



兵庫信用金庫の現況
2021

Disclosure 2021

兵庫信用金庫の現況



<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>

CONTENTS

地域貢献度の高い 信用金庫をめざして

理事長 國田和彦



ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2021」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いでございます。

さて、令和2年度を振り返ってみると、新型コロナウイルス感染症の世界的流行（パンデミック）による未曾有の経済停滞にさらされた1年ではなかったでしょうか。本年5月末時点での感染者数は世界で1億6千万人を上回り、令和元年11月に中国での最初の症例から1年6ヶ月を経過した今もなお増加を続けています。世界各国で、感染拡大防止のために経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、これにより大幅な景気後退を経験するに至りました。我が国においてもその例外ではなく、感染症拡大に伴うインバウンド需要の喪失、ま

た、生産活動停滞によるサプライチェーンを通じた供給制約による生産の滞りに見舞われました。さらに、感染拡大防止のために国内の経済活動や人流の抑制を余儀なくされ、また、主要貿易相手国における経済活動停止に伴い輸出が大幅に減少する等、我が国の経済に甚大な影響をもたらしました。政府から発出の「緊急事態宣言」により、不要不急の外出自粛等の要請がなされたことから、観光・飲食・イベント関連業には今もなお深刻な影響を与えています。

4月に発表された国際通貨基金（IMF）の世界経済成長率の見通しは、2020年のマイナス3.3%に対し、2021年は、一部の経済大国における追加の財政支援やワクチン接種効果による景気回復が期待されることから、プラス6.0%と予測していますが、4月に政府がまとめた月例経済報告では、「持ち直しの動きが続いているものの、依然として厳しい状況にある」との認識が示されており、国内経済は依然として先行きが不透明な状況にあります。また、金融機関を取り巻く経営環境もマイナス金利政策の長期化や貸出金利低下による利鞘の縮小、少子高齢化、中小企業数の減

少等による収益環境の悪化や業務効率化・コスト削減を目的としたIT化へ向けた環境整備が必要となっており、一段と厳しさを増しています。

このような環境の下、令和2年度の当金庫は、地域・お客様との「共通価値」の創造と発展を目指し、多様なニーズに応じた金融サービスの提供に向けた営業活動に努めてまいりました。その結果、当金庫の業績は、厳しい経営環境の中ではありましたが、預金・貸出金ともに増加し、預金の期末残高は、前期比204億円増加の6,966億円、貸出金の期末残高については、前期比160億円増加の3,413億円となりました。また、収益面においては、経常利益1,338百万円、当期純利益1,316百万円を計上することができました。

令和3年度は、「顧客」、「組織」、「職員」の3つの観点を柱として昨年度に策定の「第9次中期経営計画」の3つの基本方針、1.「お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える」 2.「経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立」 3.「地域、お客様の成長を担う人材の育成」のもとに、役職員一同営業活動に取り組み、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を受けている事業者の皆様への支援を引き続き行うとともに、地域金融サービスの維持・発展に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

以上

令和3年6月

金庫の概要	02
●当金庫の概要	02
●令和3年度の事業方針	03
●兵庫信用金庫と地域社会	04
経営体制	
●総代・総代会	06
●組織・役員一覧	08
リスク管理体制	
●内部管理基本方針	09
●リスク管理体制	10
●コンプライアンス態勢	12
●お客様保護態勢	13
地域密着をめざして	
●中小企業の経営支援	17
●お客さま満足度調査の実施報告	20
●地域貢献・環境推進活動	22
●職場環境向上への取組み	24
●沿革・トピックス	25
営業のご案内	
●営業のご案内	26
●手数料一覧	32
資料編(財務内容)	
●開示項目一覧	34
●令和2年度の業績	35
●財務諸表	36
●主な経営指標	41
●預金・貸出金	42
●有価証券に関する指標	44
●その他の経営指標	47
●子会社等に関する事項	50
●自己資本の充実の状況について	54
店舗のご案内	
●ひょうしんのネットワーク	64



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になつたたくさんの丸はテクノロジーとともにお客様のニーズにお応えしながら、お客様とともに歩みつづけていくひょうしんと、お客様の未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

当金庫の概要

経営理念

まこと
愛と信と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

しあわせ
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

金庫の概要 令和3年末現在

創業 昭和6年1月12日

本店 姫路市北条口三丁目27番地

会員数 43,184名

出資金 2,392百万円

店舗数 43カ店

店外ATM 12カ所

役職員数 509名



当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱いしております。

譲渡性預金

譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

手形の割引

商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

代理業務

- ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④株式払込みの受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑥信託代理店業務

保護預りおよび貸金庫業務

有価証券の貸付

債務の保証

公共債の引受

国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

保険商品の窓口販売

電子債権記録業に係る業務

でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

令和3年度の事業方針

中期経営計画

当金庫は、令和2年度を開始年度とする期間3カ年の経営計画「第9次中期経営計画～地域・お客様との『共通価値』の創造と発展～」を策定しております。

本計画におきましては、これまで取り組んできた貸出金を中心とした地域のお客様への貢献を推し進めると共に、お客様との情報関係性を深め、「ひょうしん」の総合力を発揮し、地域社会やお客様の課題に応え続けることを目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下3つの基本方針を策定しています。

第9次中期経営計画の概要

名称 第9次中期経営計画

～地域・お客様との「共通価値」の創造と発展～

期間 自2020年(令和2年)4月 1日

至2023年(令和5年)3月31日

- 1.お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える
- 2.経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立
- 3.地域、お客様の成長を担う人材の育成

※共通価値：当金庫が、お客様との課題の共有、最適なソリューションを通じて、地域やお客様と共に成長・発展していく好循環の関係をさします。

令和3年度事業計画

令和3年度は、第9次中期経営計画における3つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客様との関係性構築の機会を増やし、本当に必要なニーズの把握と最適な解決策を提供することを目指して管理・推進態勢の整備を進め、お客様の課題解決に取り組んできました。

本計画では、これを一層推し進め、お客様の持続的成長が当金庫の収益に結び付くような好循環、すなわち「共通価値」の創造と発展に向け取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて当金庫は、令和3年4月1日に「ひょうしんSDGs宣言」を公表いたしました。詳しくは、「ひょうしんSDGs宣言(P22)」をご参照ください。

1. お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える

重点施策

- (1)お客様と課題を共有し最適な課題解決策を提案・実行する
- (2)お客様に寄り添う金融サービスを提供する

2. 経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立

重点施策

- (1)個人顧客向け金融サービスを充実
- (2)有価証券運用・戦略の一層の高度化
- (3)店舗戦略を見直し経営資源(ヒト・モノ・カネ)の効率性を高める
- (4)職員意識を高め内部管理、リスク管理態勢を強化
- (5)しんきん共同センター加盟に向け着実な対応

3. 地域、お客様の成長を担う人材の育成

重点施策

- (1)課題解決型営業力を強化
- (2)若手・女性職員等の育成強化
- (3)役職員間の絆とコミュニケーションの強化



各種施策の実施により、持続可能な社会の実現に貢献する

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いすることで、地域経済の持続的発展に努めています。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和3年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、お客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 696,626百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めています。

有価証券の期末運用残高は、前期比200億円増加して2,324億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、33.3%です。

■余資運用残高…………… 394,959百万円

※余資とは、預け金、金融機関貸付金、買入金銭債権、有価証券のことといいます。

出資金

預金
積金

お客様 / 会員

会員数：43,184名
出資金：2,392百万円

HYOSHIN
ひょうしん

店舗数：43カ店
役職員数：509名

貸出金

支援
サービス

今期の決算について

「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や事業性評価等を推進し、また、新型コロナウイルスの影響を受けたお客様の資金繰り支援に注力した結果、預金残高は前期比204億円増加、貸出金残高は前期比160億円増加となりました。新型コロナ関連融資の影響等により貸出金利息は減少しましたが、堅調な資金利益に加え、経費削減に努めた結果、当期純利益は13億円を計上することができました。



地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めています。

※当金庫で取り扱っております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 341,371百万円

■預金積金に占める貸出金の割合…49.00%

■貸出金残高の内訳

事業性資金…………… 229,007百万円

個人向け資金…………… 78,942百万円

地方公共団体向け資金… 33,421百万円

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、人材確保の支援及び事業承継等、お客様のライフステージに合わせた相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めています。



「ひょうしん」はお客様との対話を通じてお客様本位の良質な金融サービスを提供いたします。

総代・総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客様満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代とその選任方法

① 総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。
- 総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

なお、令和3年6月末現在の総代数は128人で、会員数は43,008人です。

② 総代の選任方法

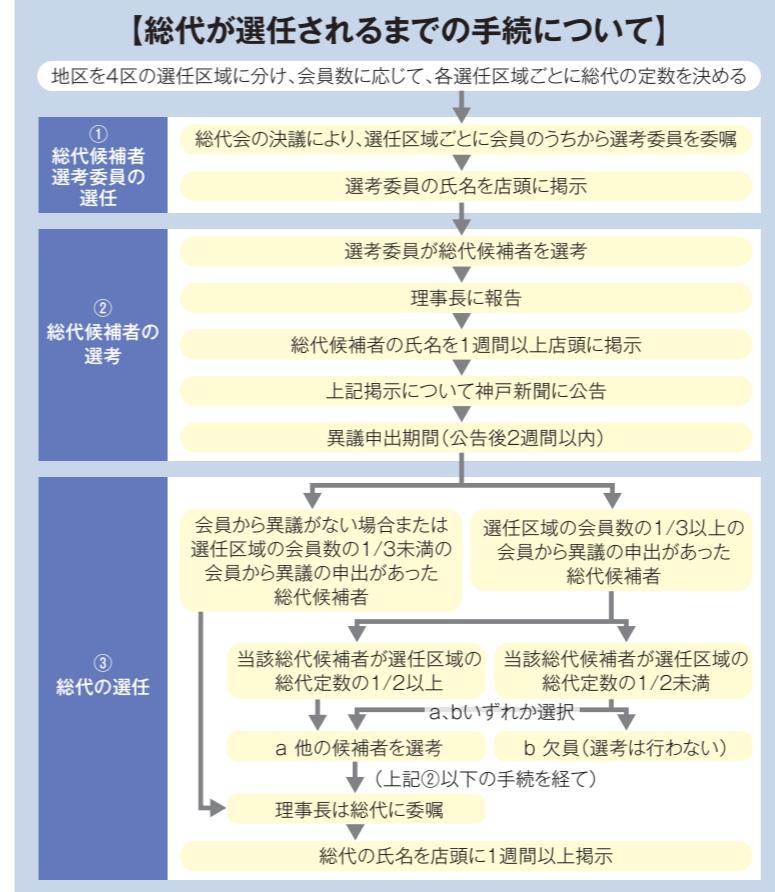
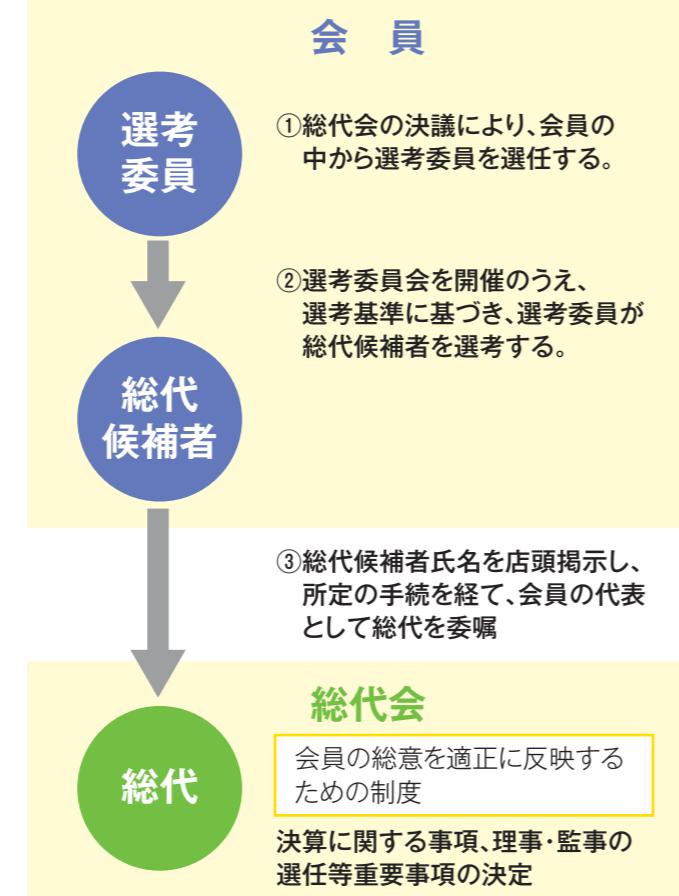
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

総代候補者選考基準

① 資格要件	● 当金庫の会員であること
② 適格要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ● 地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ● 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ● 80歳未満の方 ● その他総代選考委員会が適格と認めた方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



■ 第47期通常総代会の決議事項

令和3年6月22日開催の第47期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

- | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|------------|-------|---------------|-------|------------|-------|------------------|-------|----------|-------|----------|
| ① 報告事項 | 第47期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件 | | | | | | | | | | | | |
| ② 決議事項 | <table border="0"> <tr> <td>第1号議案</td> <td>剰余金処分案承認の件</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>会員の法定脱退(除名)の件</td> </tr> <tr> <td>第3号議案</td> <td>「定款」一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第4号議案</td> <td>総代候補者選考委員12名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第5号議案</td> <td>理事1名選任の件</td> </tr> <tr> <td>第6号議案</td> <td>監事1名選任の件</td> </tr> </table> | 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件 | 第2号議案 | 会員の法定脱退(除名)の件 | 第3号議案 | 「定款」一部変更の件 | 第4号議案 | 総代候補者選考委員12名選任の件 | 第5号議案 | 理事1名選任の件 | 第6号議案 | 監事1名選任の件 |
| 第1号議案 | 剰余金処分案承認の件 | | | | | | | | | | | | |
| 第2号議案 | 会員の法定脱退(除名)の件 | | | | | | | | | | | | |
| 第3号議案 | 「定款」一部変更の件 | | | | | | | | | | | | |
| 第4号議案 | 総代候補者選考委員12名選任の件 | | | | | | | | | | | | |
| 第5号議案 | 理事1名選任の件 | | | | | | | | | | | | |
| 第6号議案 | 監事1名選任の件 | | | | | | | | | | | | |

■ 総代の氏名

(令和3年6月末現在) ※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1地区 姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡 (51人)

朝生 大吉 ③	阿比野剛 ⑧	井上 明久 ①	植田誠一郎 ①	大西 健一 ⑪	大西 雅之 ②	岡田 兼明 ⑥	小河 智 ④	勝間 功雄 ②
加藤勝洋 ⑤	金城裕満 ④	神崎文吾 ①	間鍋延一 ③	喜多村隆博 ⑧	木津眞人 ⑤	栗田 浩 ①	黒田昭男 ⑤	合田 博 ④
佐和吉敬 ⑩	澤田脩一 ⑧	重岡良則 ⑤	諏訪芳一 ⑪	羅川英毅 ②	高島真一郎 ⑩	立花 充 ⑦	田寺宣文 ①	田中康則 ⑩
茶畑真一 ⑫	利安宏文 ①	永井敬裕 ⑫	中尾泰三 ④	永岡準司 ⑦	服部晴明 ②	濱本博司 ⑦	早瀬竜太郎 ⑩	平野勝也 ⑧
福山一郎 ⑤	藤木浩一 ⑧	藤橋拓志 ④	幡田泰輔 ④	本田明良 ⑦	本田真一郎 ④	松原康浩 ③	三木典子 ①	水田裕一郎 ②
水本雅史 ⑪	村角伸一 ⑨	矢野善人 ⑦	山野博也 ①	横田昌彦 ③	横野修三 ⑦			

第2地区 赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡 (17人)

天野隆裕 ⑩	大木善夫 ⑪	小河清之 ④	司波尚俊 ⑧	重田博雄 ④	関孝行 ⑩	竹原秀郎 ⑧	谷本学 ⑩	塙崎純 ④
寺田祐三 ⑩	西田欣泰 ③	前田邦稔 ①	松井勝彦 ④	濱信秀 ③	目木敏彦 ⑧	湯浅松樹 ⑤	横山弘介 ⑪	

第3地区 高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡 (10人)

太田久之 ③	大西俊二 ⑦	栗原直樹 ①	助永嘉伸 ④	仲上常幸 ⑧	濱中幹雄 ⑥	林藤雄 ③	蓬萊昭治 ①	圓山善輝 ⑧
横山喜幸 ⑥								

第4地区 明石市、三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市 (50人)

荒巻道洋 ②	安藤文久 ⑤	石坪浩一 ⑤	石原良樹 ⑥	上田耕司 ⑨	榎修滋 ⑧	大橋博 ⑯	大道公一 ①	岡澤和俊 ⑦
岡田和代 ⑧	奥田一弥 ⑨	乙守典厚 ⑯	小野純夫 ⑨	小野成伍 ⑨	春日秀樹 ⑯	河野賢三 ⑨	木村康次郎 ⑥	小口壽一 ⑥
鈴木祐一 ④	須藤明彦 ③	角南忠昭 ⑭	高島武郎 ②	田上育宏 ①	武井宏之 ⑤	竹森莞爾 ⑧	塙本哲夫 ⑩	槌橋悦次 ②
道満雅彦 ⑨	富永彰良 ⑨	中内仁 ⑦	中野宏一郎 ⑤	橋本和典 ④	平岡謙二 ③	藤秀満 ⑯	藤井栄蔵 ⑨	藤田勉 ⑧
藤田幸男 ⑬	藤本雅也 ⑥	前田靖文 ⑬	丸山恵右 ⑩	水垣宏隆 ⑧	南修理 ⑤	本谷兼三 ⑯	安井和樹 ⑨	安田寛造 ①
山口元 ⑥	尤昭福 ⑧	吉谷博光 ③	米田篤史 ②	脇坂安知 ⑥				

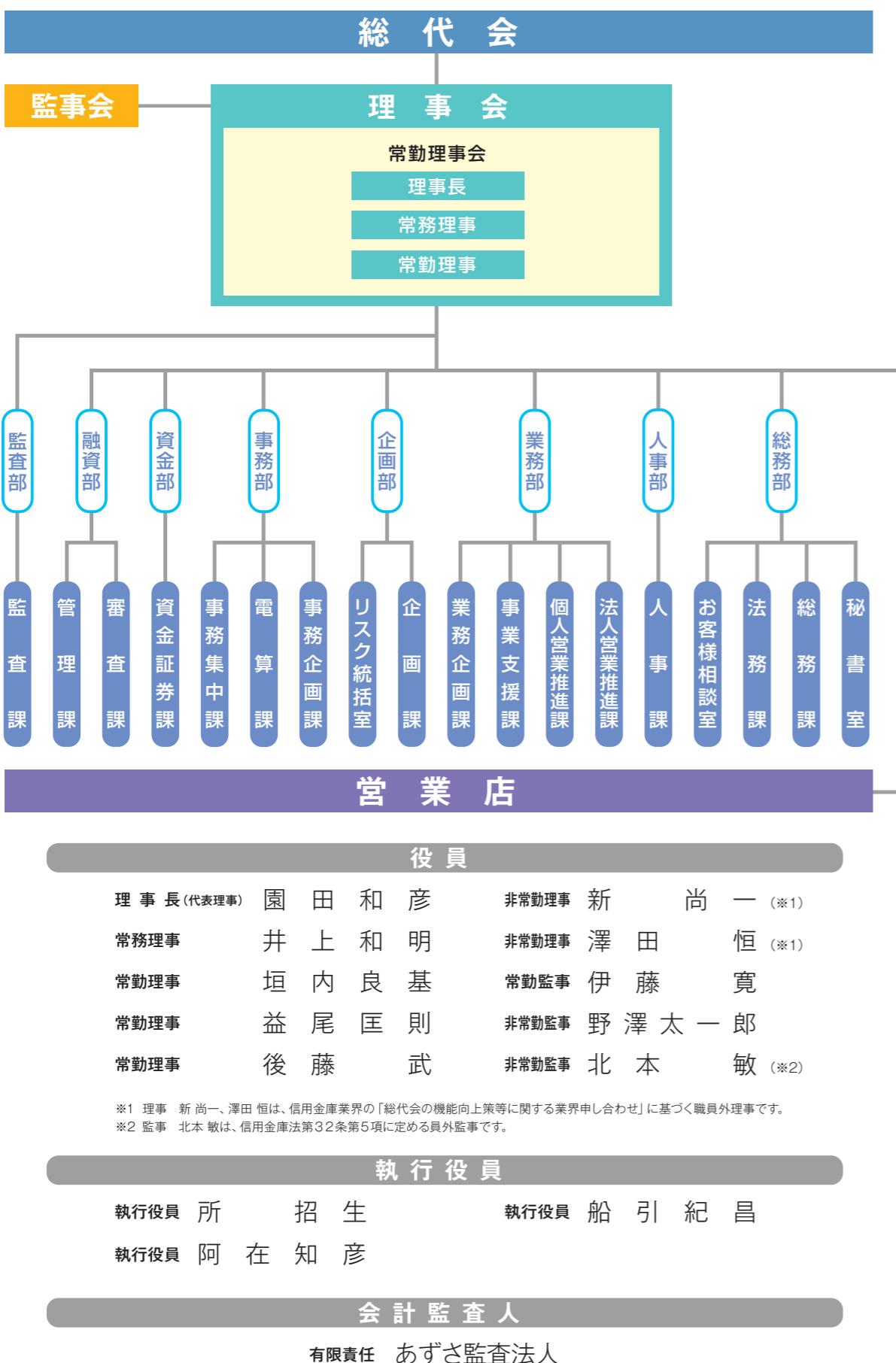
以上 128人 50音順(敬称略)

■ 総代の属性別構成比

- 職業別／法人役員125人(97.7%)、個人事業主3人(2.3%)
- 年代別／70代以上50人(39.1%)、60代43人(33.6%)、50代26人(20.3%)、40代9人(7.0%)
- 業種別／製造業33人(25.8%)、卸・小売業28人(21.9%)、建設業31人(24.2%)、サービス業11人(8.6%)、不動産業8人(6.2%)、その他17人(13.3%)

※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧



内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性や適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があつてこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性や適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするため的具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。
- (2) 顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。
- (3) 法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者の保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (4) 法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会・常勤理事会に付議する。
- (5) 上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し、周知する。
- (6) 監査部門は、内部管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るためにリスク管理基本規定及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。
- (2) 各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) リスク管理主担当部はリスクの状況を定期的又は必要な時に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に付し随時報告する。
- (4) 監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- (5) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会に付され改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準(contingency plan)」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1) 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機能と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定(および同付議基準)」および「常勤理事会規定(および同付議事項)」に定める。
- (2) 理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針・経営計画・業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る団体における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行なうべき者その他の者に相当する者(第3項および第4項において「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。
②当金庫関係部及び子法人等の定例会を開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。
③内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。
- (2) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。

(3) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。
- ②子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。
- ④当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。
- ⑥監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。
- ⑦当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び從業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置できることとする。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めることがあることとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令に受けないとすることとする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制
①当金庫の理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告、決議された事項は対象しない。
・理事会及び常勤理事会で決議された事項
・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・経営状況に関する重要な事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
・重大な法令、定款違反
・公益通報の状況及び内容
・その他コンプライアンス上重要な事項
②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。
③当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。
- (2) 当金庫の子法人等の取締役、会員参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行なうべき者その他の者が当金庫の監事に報告するための体制
①子法人等の役職員が、法令、定款違反はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課、人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合には、法務課・人事課は監事への報告を行う。
②当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることがあるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。
③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることがある。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権による事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行なうことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- (1) 当金庫の監事は、理事会また常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。
- (2) 当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要な課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めています。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理办法」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めています。

リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっています。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっています。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク(VaR)を計測しています。またオペレーション・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

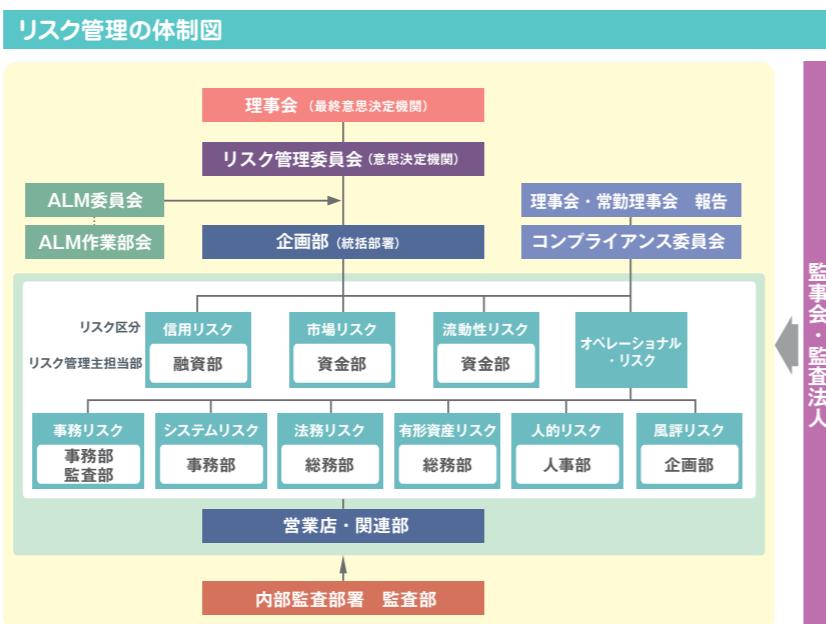
当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーション・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めています。



市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスティング

日々ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス事象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オーバーバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

なお、当金庫のオペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことでの損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤動作により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めています。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別の行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

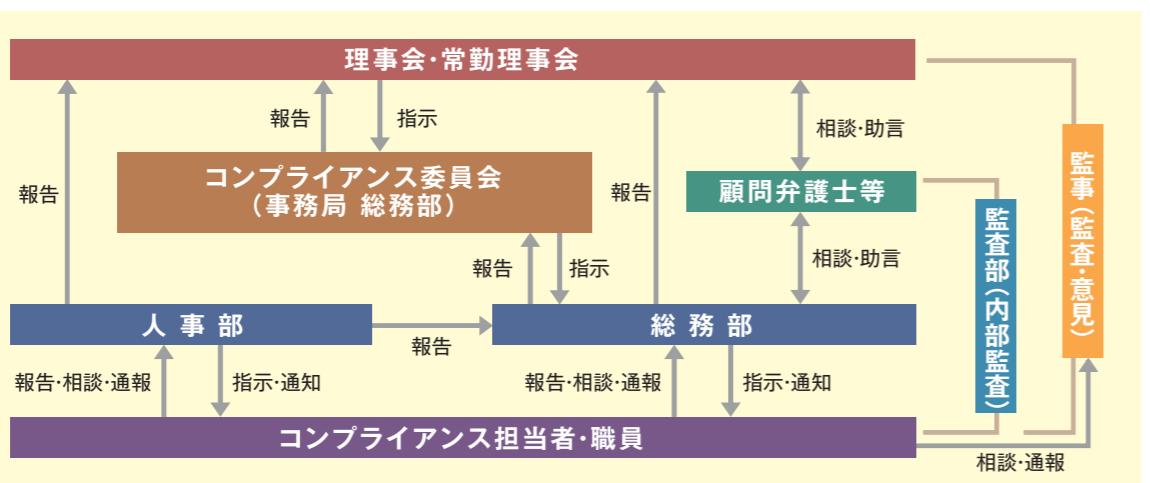
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

《コンプライアンス組織体制図》



当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通じて、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダーリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

(「コンプライアンス・ポリシー」より)

お客様保護態勢

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となる」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳密に取扱うことを宣言いたします。

個人情報保護方針

1. 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い(目的外利用)はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
3. 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
5. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
6. 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善してまいります。

個人情報等の取扱い

1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際にも、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入の状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
 - ①預金口座の新規申込書等、お客様に記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等のお問い合わせ等、等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示及び提供することはございません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ①信金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信金庫法施行規則第111条等により、人種、性別、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため

制定日 平成17年4月1日

改定日 平成30年1月1日

兵庫信用金庫

理事長 園田和彦

④金金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑦預金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは下記のお問合せ先までお申出下さい。

(3) 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つようにいたします。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人(又は正当な代理人)であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、利用目的の通知、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止・消去及び第三者への提供の停止のご要望があった場合には、必要な調査を行ったうえで遅滞なく応じます。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のように、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であるとの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる事務

7. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報等の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

(苦情・相談窓口) 日本証券業協会 個人情報相談室 TEL:03-6665-6784
ホームページ: http://www.jsda.or.jp/

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関する質問・苦情の申し立てにつきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

[個人情報保護管理責任者] 兵庫信用金庫 総務部担当理事

[個人情報等に関する相談窓口] 兵庫信用金庫 総務部

フリーアクセス: 0120-685-123 (受付時間 平日 8:45~17:00)

Eメール: houmubu@hyoshin.jp

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

■ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意下さい。



被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ①キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
- ②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
- ③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

- ①他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- ②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ③他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- ④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

- ①次の【1】または【2】に該当する場合
 - 【1】当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管している場合
 - 【2】暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記しつつ、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- ②①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - 【1】暗証番号の管理
 - ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - 【2】キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においていた場合
 - イ. 酷いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合
- ③その他①、②の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ①被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかつた場合
- ②お客様のご親族様などによる引出しの場合
- ③被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあつた場合
- ④戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

時間／平日 9:00～17:00

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、令和2年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ(<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>)において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を發揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

■ 主な取組み

- | | | |
|---|--|---|
| ①事業支援課を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組みました。 | ②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。 | ③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先10件の申請を取り次ぎました。 |
|---|--|---|

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ④経営相談会を24カ店で実施しました。 | ⑤経営改善支援先を21先選定し、経営改善支援に取り組みました。 |
|---------------------|---------------------------------|

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

* 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3(上限200万円)まで、「経営改善支援センター」が支援します。

*「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営相談について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を目指しています。

■ 経営改善支援等の取組実績

(令和2年4月～令和3年3月)

(単位:先数)

(単位:%)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組先数 a	aのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	aのうち期末に 債務者区分が 変化しなかつた 先数 γ	aのうち 再生計画を 策定している 全ての先数 δ	経営改善 支援 取組率 a/A	ランク アップ率 β/a	再生計画 策定率 δ/a
正常先 ①	3,254	0	0	0	0	—	—	—
うちその他要注意先 ②	1,406	16	0	12	13	1.1	0.0	81.2
うち要管理先 ③	0	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先 ④	325	5	0	5	4	1.5	0.0	80.0
実質破綻先 ⑤	97	0	0	0	0	—	—	—
破綻先 ⑥	17	0	0	0	0	—	—	—
小計(②～⑥の計)	1,845	21	0	17	17	1.1	0.0	80.9
合計	5,099	21	0	17	17	0.4	0.0	80.9

(注)「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

創業・新事業支援融資実績

(令和2年4月～令和3年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
創業・新事業支援融資実績	66	496

中小企業再生支援協議会等の活用実績

(令和2年4月～令和3年3月 当金庫持込み分)

	先数
中小企業再生支援協議会	0
保証協会経営サポート会議	0

個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況

(令和2年4月～令和3年3月)

	件数	金額(単位:百万円)
技術評価制度利用融資	0	0
動産・債権譲渡担保融資	0	0
財務制限条項活用融資	24	2,383

■ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。
- 本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。
- 営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債務者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

**兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259**

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間／平日 9:00～17:00

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また経営者保証の必要性についてはお客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和2年度に当金庫において新規に無保証で融資した件数は1149件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は21.46%です。保証契約を解除した件数は39件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

■ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は令和3年3月末基準)

当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善が見られた先数、融資額の推移

メイン先数(グループベース)	634	→	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移(億円)	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末
メイン先の融資残高(億円)	1,114			397	406	439
経営指標が改善した先数	235					

ソリューション機能の充実・発揮

事業性評価推進体制の強化

取引先企業の経営改善や成長力の強化

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数 (先数)	5,093	333	381	2,335	247	491
融資残高 (億円)	2,249	97	217	1,253	91	377

■ 信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した融資支援

■ 創業補助金事業申請に対する助言対応等の支援

当金庫が関与した創業件数	66
--------------	----

当金庫が関与した第二創業件数	0
----------------	---

■ 川上・川下ビジネスネットワーク事業をはじめとするビジネスマッチングや各種商談会、物産展等への出展の推進・提案

■ 公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介を活用した課題解決

■ ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した評価書取得の支援や事業性評価による経営課題解決

■ 経営改善計画書の策定や定期的なモニタリング活動、適切な助言等による経営改善支援

■ 中小企業再生支援協議会の利用促進、公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介など、関連機関との連携による経営改善支援

■ 中小企業再生支援協議会、信用保証協会や公的機関等との連携による事業再生等の支援

■ 公的機関や連携機関からの専門家派遣活用による円滑な事業承継支援やM&A支援

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数)

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
273	12	7	254

事業性評価に基づく融資の取組み

事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	先 数	融資残高(億円)
651		360
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	12.7%	16.0%

第16回お客様満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

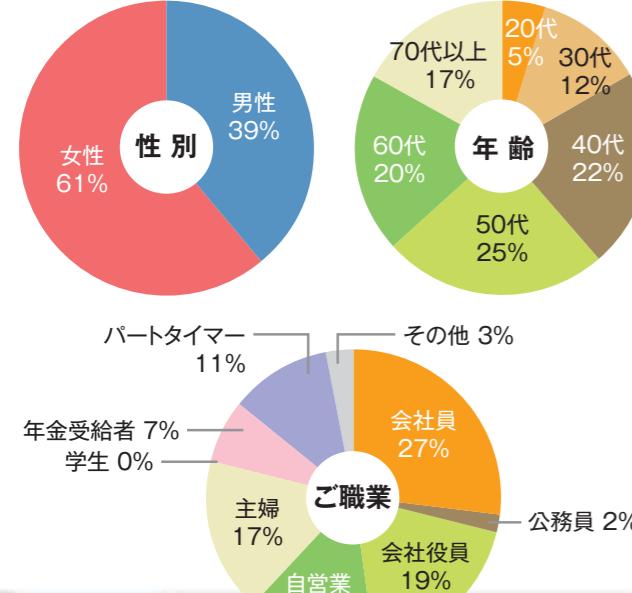
過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力いただきました「お客様満足度調査」の結果につきまして、以下のご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客様に愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

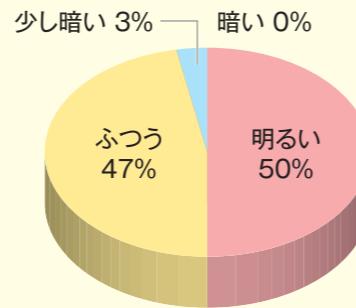
■アンケート実施内容

- ①実施日 令和3年2月26日(金)～令和3年3月15日(月)
- ②対象者 アンケート数 2,500件
回答数 2,497件(回答率 99.88%)
(会員のお客さま 1,006件)
(一般のお客さま 1,491件)
- ③調査方法 店頭および窓口係による調査を実施

■回答者の属性

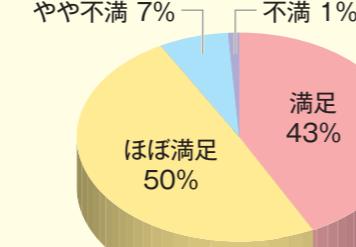


Q1 総合的な店舗の雰囲気・印象はいかがですか



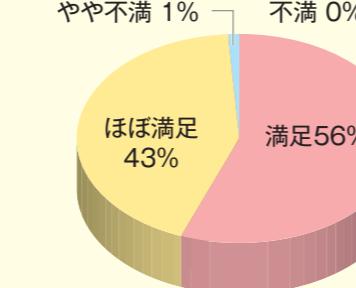
「明るい」「ふつう」で97%のご回答をいただきました。今後ともより一層ご満足いただけますように清潔で明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口の待ち時間はいかがですか



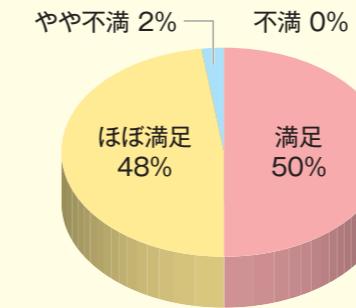
93%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、より一層「満足」のご回答をいただけるよう努めてまいります。

Q3 窓口係や電話での応対は親切で、言葉遣いは丁寧ですか



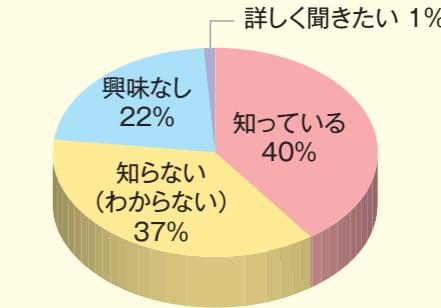
「満足」「ほぼ満足」で99%のご回答をいただきました。金庫の顔となる窓口、電話応対につきましてはご満足をいただけますよう引き続きCSの向上に努めてまいります。

Q4 涉外担当者はお客様のご要望に沿った商品提案を行っていますか



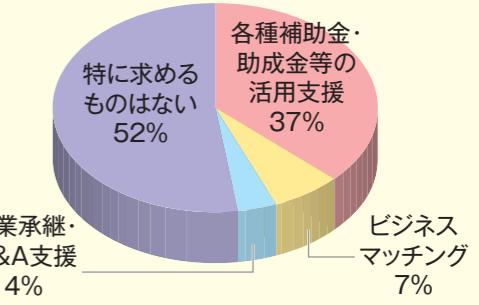
各種商品の充実を図り、お客様のご要望に沿った提案ができるよう、より一層積極的に取り組んでまいります。

Q7 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか



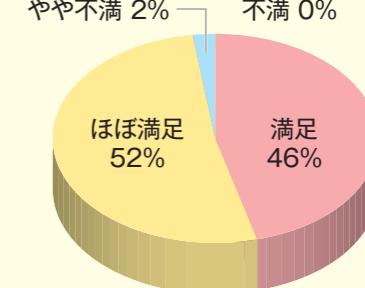
資金ニーズにお応えするだけでなく、事業拡大や経営上の問題など様々な相談事案にもお応えできるよう体制整備していることをPR、周知に努めてまいります。

Q8 コロナ禍において、資金繰り以外で金融機関に求めることはありますか



各自治体の助成金や販路開拓支援など資金繰り支援と併せて、適切な支援施策を提供しております。気軽にご相談できる窓口として、担当者よりご案内させていただきます。

Q9 当金庫との取引全般について



98%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。引き続きご満足いただけるように日々の業務に努めてまいります。

アンケート調査の中で、お客様からの貴重なご意見・ご要望等を115件いただき、誠にありがとうございました。アンケートに対するみなさまのご回答結果を含め、ご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客様にご満足いただける信用金庫であるように努めてまいります。

地域貢献・環境推進活動

SDGsへの取組

ひょうしんSDGs宣言

兵庫信用金庫は、「地域・お客様との‘共通価値’の創造と発展(共存共栄)」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年4月1日
兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

重点推進項目

●地域社会の活性化

地域社会の一員として、文化支援や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆様との絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に取り組んでまいります。

●地域経済の持続的な成長・発展

多様な課題の解決を通じて、地域振興や事業活動をご支援することにより、地域経済の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。

●地球環境の保全

金融機関の本来業務を通じて環境保全に貢献するとともに、資源の効率的利用を通じて事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。

●人材育成

女性のキャリア形成支援などを通じて、多様な人材が安心して、活き活きと継続的に働くことができる就業環境を整備し、「地域、お客様の成長を担う」人材の育成に努めています。

環境推進活動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」の趣旨に賛同し、「環境にやさしい信用金庫」を目指して以下の活動を続けています。

- ・エコ商品の販売(エコ住宅ローン、エコカーローン)
- ・「エコマーク認定」を受けた制服の採用
- ・カーボンオフセット通帳の採用
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・エコ粗品の提供
- ・紙・電力・排気ガスの削減



未来の
ために、
いま選ぼう。

100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第11回目は、営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす19台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計264台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。

ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、毎回250名を超える方々が受講されご好評をいただいております。

清掃活動

毎年「姫路城愛城会清掃奉仕活動」にボランティアとして参加しています。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。

地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年ボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。

「SDGs2020 女性交流会 in Harima」協力開催

地域活性化・地方創生支援を目的として、第一フロンティア生命保険㈱主催で複数会場をオンラインでつなぐ「SDGs2020 女性交流会in Harima」を開催。

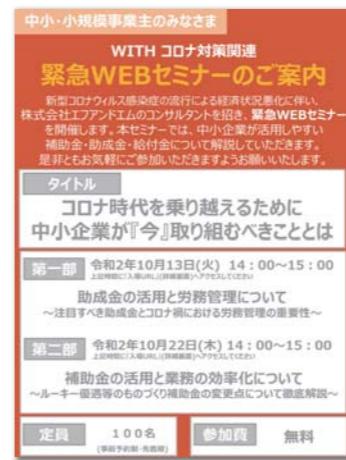
イーグレ姫路会場を中心に、当金庫を含む県内の4信用金庫やウェブ視聴者をつなぎ、コロナ禍の工夫したWEB形式スタイルで開催。女性の活躍☆女性の発案～女性の発想・想いで生まれたもの、女性の取組で応援する～をテーマに、「五つ星ひょうご」の認定を受けた特産品について女性オーナーや信用金庫担当者が開発秘話などを語るほか、金融教育ゲーム「ライフシミュレーションゲーム」の体験も行いました。

「女性の活躍・発案」「地方創生」というテーマ通り、女性が活躍できる場所を様々な形で増やすことで、地域経済の活性化にも繋がることから女性活躍と地方創生は切り離せないものとなっています。当金庫としては、今後も女性が働きやすく活躍できる職場環境づくりを目指し、併せて地方創生支援等の活動についても行政や民間と連携・協働しながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。



お取引様向け 「コロナ対策関連WEBセミナー」開催

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、新型コロナウイルス感染防止の観点から、「Zoom」を利用したWEBセミナーを2日間に分けて開催しました。本セミナーは、㈱エフアンドエムによるお取引様向け「WIT Hコロナ対策関連 緊急WEBセミナー」と題し、助成金受給・補助金申請を検討している184名（【第1部】98名、【第2部】86名）のお客さまが参加されました。お客さまからは、「助成金・補助金の内容がよく理解できた」とのお言葉をいただき有意義なセミナーとなりました。



バリアフリーの推進について

お客さまの多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は『認知症サポート－養成講座』を受講し、「認知症サポート」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客さまに安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。



「しんきん食のオンライン商談会 『まんぶく兵庫2020』」開催

信金中央金庫主催で昨年12月に開催した「しんきん食のオンライン商談会『まんぶく兵庫2020』」では、兵庫県下11信用金庫から多数のお取引様が参加されました。当金庫からは書類選考とサンプル選考を通過された3社のお取引様が、4社のバイヤーと商談を行い、百貨店等に自慢の逸品をPRし、熱気のある商談会となりました。新型コロナウイルス感染拡大により非対面式のオンライン商談会となりましたが、参加されたお客さまからは、「今後はオンラインでの商談会が主流となっていくので貴重な経験ができました。」とのお言葉をいただきました。

今回は「食」に関する商談会でしたが、そのほかにも個別のお取引様同士のマッチングなどにも注力し当金庫がめざす伴走型支援を通して地域経済活性化を支援してまいります。



職場環境向上への取組み

女性活躍推進法に基づく行動計画

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うため、次のような取組みを実施します。

計画期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

当金庫の課題

- 採用における男女競争倍率に大きな差は見られないが、役席に占める女性割合が低い。
- 役席者を目指す女性が少ない。
※この場合の「役席者」は、監督職以上に検印権限委嘱の係長を含みます。

目標と取組内容

目標 1 役席者に占める女性割合を20%以上にする。

【取組内容】

- 女性管理職・監督職・係長のトレーニング研修の実施
- 女性総合職向けキャリアアップ研修の実施(年4回)
- 業務職向け階層別キャリアアップ研修の実施
- 女性役席候補者のキャリア研修の実施(年1回)

目標 2 男女の平均勤続年数の差を0.7以上にする。(女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数≥0.7)

【取組内容】

- | | | |
|------------|---|-------------------------|
| 長時間勤務の削減 | 各月別の平均残業時間の状況確認 | 時間外実績推移表での確認と注意喚起 |
| 有給休暇取得の推進 | 長期休暇の計画的取得の推進
5連続休暇以外に3日の休暇を取得、ジョブローテーションでの上期・下期各2日以上の休暇を取得 | 有給休暇取得率を向上させるための職場環境の整備 |
| 仕事と家庭の両立支援 | 産前・産後休業者への「子育て支援のしおり」配付
育児休業復帰者への研修、育休コミュニケーションシートでネットワーク支援する
男性の育児休業の取得を推奨する | |

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし(段階2)』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。



沿革・トピックス

ひょうしんのあゆみ

昭和 6年	1月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9年	6月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24年	6月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26年	1月	神和信用組合設立 (S27.5.8.神和信用金庫に改組)
昭和 39年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 51年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
昭和 60年	7月	本店営業部、外為業務開始
平成 2年	5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる (事務センター完成)
	5月	「第1期ふれあい大学」開講
平成 4年	4月	「藤原台支店」新築オープン
平成 5年	8月	預金量5,000億円達成
平成 6年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成 8年	4月	「大久保支店」新築移転オープン
平成 9年	5月	朝日監査法人と監査契約を締結 インターネット上にホームページ開設
平成 11年	3月	郵貯ATMと相互接続開始
	6月	投資信託の窓口販売業務開始
平成 12年	1月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作
平成 13年	1月	ロゴマークを一新
	4月	火災保険の窓口販売業務の開始
	7月	「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン

トピックス【令和2年度】

令和2年 4月 1日	「神戸タータン」総合口座通帳の取扱開始
2日	新型コロナウイルス感染拡大による資金繰り等に関する 「休日相談窓口」を設置
5月 19日	「縁の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県縁化推進協会に 寄付(11月18日にも同募金の寄付実施)
6月 15日	「信用金庫の日」共同事業実施(専用ポケットティッシュ・花の種の頒布)
6月 19日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
8月 25日	「百円募金活動」により、県内12カ所の社会福祉協議会へ 椅子19台救助担架1台等を寄贈

10月 21日	「コロナ対策関連WEBセミナー」を開催
11月 20日	「女性交流会 in Harima」を協力開催
12月 4日・11日	「WEB完結ローン」の取扱開始
1月 1日	信金中央金庫主催しんきん食のオンライン商談会 「まんぶく兵庫2020」を協力開催
1月 19日	スーパー定期預金「春らんまん」キャンペーン開始
1月 22日	「第16回お客様満足度向上に向けたアンケート調査」実施

営業のご案内

ひょうしん事業支援相談業務

当金庫は、経営にかかる各種ご相談を承っております。
ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。
お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄りの店舗または事業支援課までお声がけください。

相談内容 お客さまの成長を誘導する4つのサポート

1.起業・創業支援

- ▶ 創業事業計画の策定支援
- ▶ 各種助成制度の活用アドバイス
- ▶ 創業に係る資金のご相談
- ▶ 創業後のフォローアップ
など

スタートアップをサポート!!

2.成長期

- ▶ ビジネスマッチング支援
- ▶ 専門機関を通じた人材マッチング支援
- ▶ 経営課題に向けた各種専門家の紹介
- ▶ 働き方改革等、労務管理に精通した専門家の紹介
など

持続的な発展をサポート!!

3.成熟・企業再生期

- ▶ 生産性向上に向け各種支援制度活用のご相談
- ▶ 後継者育成に向けたアドバイス
- ▶ 事業の多角化に向けたM&A支援
- ▶ 外部専門機関と連携した企業再生・経営改善のご支援
など

経営基盤強化をサポート!!

4.承継・事業再構築期

- ▶ 事業承継計画の策定支援
- ▶ 事業承継・自社株対策・相続対策等のご提案
- ▶ 相続や財産管理に精通した専門家の紹介
- ▶ 転廃業支援(転業・廃業・M&A等)
など

円滑な事業承継をサポート!!

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部 事業支援課
TEL.079-282-1263 FAX.079-282-1252

相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の人生設計に応じた資産形成・資産運用・相続関連(税理士連携)のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、変額保険、医療・がん保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。

お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

インターネットバンキングサービス 令和3年6月末現在

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングサービスは携帯端末も利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	法人・個人事業者の方		
ご利用対象口座	普通預金・当座預金		
サービス内容	オンラインサービス	残高照会 入出金明細照会 振込・振替	
	ファイル伝送サービス	総合振込 給与振込 賞与振込 預金口座振替	
		平 日	土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)
ご利用時間帯	各種照会	残高照会 入出金明細照会 取引履歴照会	7:00～23:00
	資金移動 (振込・振替)	当日 予約	8:00～21:00
	税金・各種料金の払込み	ファイル伝送サービス	9:00～16:00 ご利用できません
ご利用できる人数	最大5人まで		
月額基本手数料	オンラインサービス	1,100円	
	ファイル伝送サービス(オンラインサービスを含む)	2,200円	

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	個人の方		
ご利用対象口座	普通預金		
サービス内容	残高照会	現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会	入出金のお取引をご照会いただけます。(約3ヶ月)	
	振込・振替	ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯	各種照会	平 日	土・日・祝日(12月31日、1月1日～1月3日含む)
	振込 *	当日取引 予約・予約取消	7:00～23:00 8:00～21:00
	税金・各種料金の払込み		
月額基本手数料	無料		

* お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について

法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページに掲載しております。

預金業務

預金の種類		内容と特色		預入金額	預入期間		
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%(最高200万円)まで自動融資をご利用いただけます。		1円以上	出し入れ自由		
	定期預金	1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。		1,000円以上	1ヵ月以上5年以内		
定期預金	普通預金	いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。		1円以上	出し入れ自由		
	無利息型普通預金(決済用普通預金)	基準残高30万円以上(I型)と10万円以上(II型)があり、残高に応じて普通預金よりも有利な利率が適用されます。金利情勢により利率が同じになる場合もあります。					
定期預金	当座預金	会社や商店のお取引に「ひょうしん」の小切手、手形をご利用ください。		1円以上			
	納税準備預金	納税資金の計画的積立をご利用ください。非課税です。	1円以上				
定期預金	通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上			
	自由金利型定期預金(大口預金)	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上				
定期預金	自由金利型定期預金(スーパー定期)	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内			
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満				
定期預金	積立定期預金	預入期間中、預入金額、預入日が自由に設定できます。	1,000円以上	3年以上 (エンドレス型)			
	変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変わる預金です。 3年ものは半年複利(個人の方のみ)ですのでより有利です。	1,000円以上				
財形預金	定期積金(スーパー積金)	まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内			
	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上				
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになります。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。					
一般財形預金	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続			

融資業務

個人向け融資				
ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間	
住宅ローンに…	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。 固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	35年以内
	証券化住宅ローン(フラット35・35S)	住宅金融支援機構が債権を買取りすること前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
	リフォームプラン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。 また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
	公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払をご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヵ月以内
	無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
	きやつするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	10万円以上 800万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
豊かな暮らしに…	しんきんカードローン		10万円、30万円、50万円、70万円、100万円の5種類	2年間 (2年毎に契約更新)
	シルバーきやつするカードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。 充実したセカンドライフにご活用ください。	50万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
	フリーローンモアV	豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン「グッド」	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。 お使いみちは自由、事業性資金にもご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。 お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご活用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
	多目的ローン「ホープ」	満20歳以上で完済時76歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。 冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
融資金額500万円以内 8年以内+元金据置最長6ヵ月 ②融資金額501万円以上 10年以内 (元金据置最長6ヵ月含む)	住宅所有者限定フリーローン「ワンレート」	住宅を所有している方、もしくは住宅所有者の方と同居している1親等以内の親族の方で、満20歳以上かつ完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。 お使いみちは自由です。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご利用ください。	1,000万円以内	①融資金額500万円以内 8年以内+元金据置最長6ヵ月 ②融資金額501万円以上 10年以内 (元金据置最長6ヵ月含む)
	エコカーブラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	
3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)	カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)
	教育プラン(ザ・大志スペシャル)	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内 (医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内)	
	しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 (元金据置6ヵ月以内)

事業者向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 (2年毎に契約更新)
「飛躍(ひやく)」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億5,000万円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスサポートローン	ご契約限度額の範囲内で必要な時に必要な金額を即時にご利用いただけます。	100万円以上 500万円以内	1年間 (1年毎に契約更新)
スマールビジネスローン	個人事業者のお客様の事業資金として、無担保・原則第三者保証人不要でご利用いただけます。	50万円以上 500万円以内	5年以内

証券業務

種類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

代理貸付業務

各団体名					
●信金中央金庫	●日本政策金融公庫	●独立行政法人住宅金融支援機構			
●独立行政法人福祉医療機構	●独立行政法人中小企業基盤整備機構	●独立行政法人勤労者退職金共済機構			

信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種類	保険料払込方法	特徴	
定額年金	一時払型	加入時に定めた年金額を確実に	余裕資金の有効活用ができます。
	積立型	お受け取りいただけます。	計画的に無理なく資産形成ができます。
終身保険	一時払型・平準払型	万一の保障を生涯にわたって確保できます。	
医療・がん保険	月払型	病気もケガも一生涯にわたって保障します。	
学資保険	平準払型	お子さまの進学の時期にあわせて無理なく資産形成ができます。	
変額保険	平準払型	特別勘定により資産運用を行い、その運用実績によって保険金額等が増減します。	

各種サービス

種類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金(振込や自動引落し)をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や資金移動(振込・振替)・一括データ伝送サービス(総合振込・給与振込・預金口座振替)・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
個人インターネットバンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォン・携帯端末(i-mode・EZweb・Yahoo!ケータイ)を利用して各種照会等(残高照会・入出金明細照会)や振込・ペイジー(税金・各種料金払込)などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス(でんさいネット)	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット(PC)を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買物ができます。クレジットカードと違いお買物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落されます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出し、携帯電話に電子マネーをチャージ(入金)するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などを預りし、ご指定の口座にご入金いたします。

手数料一覧

(令和3年6月末現在) ※下記手数料には10%の消費税が含まれています。

為替手数料

種類		当金庫		他行宛
		同一店宛	本支店宛	電信
窓口扱い	5万円未満	110円	220円	550円
	5万円以上	220円	440円	770円
ATM(現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金・農協・漁協系統キャッシュカード)	5万円未満	110円	110円	440円
	5万円以上	220円	330円	660円
ATM(当金庫キャッシュカード及び通帳)	5万円未満	無料	110円	220円
	5万円以上	無料	220円	440円
総合振込(振込依頼書・MT・FD)	5万円未満	110円	220円	550円
	5万円以上	220円	440円	770円
給与・賞与振込(振込依頼書・MT・FD)	5万円未満	無料	220円	550円
	5万円以上	無料	440円	770円
法人インターネットバンキング ファームバンキング	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	660円
個人インターネットバンキング	5万円未満	無料	110円	220円
	5万円以上	無料	220円	440円
振込じょうず(定額自動振込)	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	660円
個別取立	営業店取立(至急扱)……(郵便書留料+手数料)	1通につき 880円		
	集中課取立(普通扱)……(郵便書留料+手数料)	1通につき 880円		
集中取立	店内交換(当庫僚店間、及び同一店舗内)	無料		
	特定地域	1通につき 330円~ 880円		
その他	不渡手形・小切手返却料	1通につき 880円		
	取立手形組戻料	1通につき 880円		
	振込・送金の組戻料	1件につき 880円		
	振込じょうず(定額自動振込)取扱	振込の都度 110円		
電子記録債権サービス				
種類		インターネット扱い	窓口扱い	
月間基本手数料		1,100円	2,200円	
種類		インターネット受付	窓口受付	
発生記録	債務者請求方式	220円	330円	330円 440円
	債権者請求方式	220円	330円	330円 440円
譲渡記録・分割譲渡記録		220円	330円	330円 440円
でんさい割引		110円	220円	110円 220円
開示(書面)	特例開示	—	3,300円	
	残高の開示(都度発行方式)	—	4,400円	
	残高の開示(定期発行方式)	—	2,200円	
保証記録		110円	220円	
変更記録	発生記録以外の記録(無)	110円	220円	
	発生記録以外の記録(有)	—	2,200円	
支払等記録		110円	220円	
支払不能情報照会		—	3,300円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		—	1,650円	
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書		—	1,650円	
特定記録機関変更記録		3,399円	3,399円	

ATM利用手数料

利用時間帯	取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫カード	提携都銀・地方銀行・農協・漁協系統カード	第二地銀・信用組合・労働金庫カード	信託銀行カード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード
平日	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
	出金	110円		220円		220円		110円
	振込	—		—		—		—
18:00 ~ 21:00	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
	出金	110円		220円		220円		110円
	振込	—		—		—		—
土曜日	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
	出金	110円		220円		220円		110円
	振込	—		—		—		—
祝日曜日	入金	無料	110円	—	220円	—	220円	—
	出金	110円		220円		220円		110円
	振込	—		—		—		—

その他の手数料

種類	手数料	種類	手数料
マル専当座口座開設	1 件 3,300円	アンサー契約	1カ月 550円
異議申立て手続き	1 件 3,300円	ファームバンキング(FB)	1カ月 1,100円 3,300円
自己宛小切手の発行	1 枚 550円	個人インターネットバンキング	無料
小切手用紙	署名判印刷なし 1 冊 1,100円	法人インターネットバンキング	1カ月 1,100円 2,200円
	署名判印刷あり 1 冊 1,210円	夜間金庫利用料	1 年 52,800円
約束手形用紙	署名判印刷なし 1 冊 1,100円	夜間金庫入金帳	1 冊 5,500円
	署名判印刷あり 1 冊 1,210円	国債口座管理	1 年 1,320円
為替手形用紙	1 冊 1,100円	貸金庫	1 年 5,280円~26,400円
マル専当座手形用紙	1 枚 440円	株式払込	16.50 ~ 27.50 10,000 ~ 10,000
残高証明書	1 部 550円		
取引履歴明細表の発行	1 部 550円		
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行	1 件 1,100円		

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	8
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	8
ニ. 事務所の名称及び所在地	64
2. 金庫の主要な事業の内容	2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	35
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として 次に掲げる事項	35
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として 別表に掲げる事項	41
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	10
ロ. 法令遵守の体制	12
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための 取組の状況	17
ニ. 金融ADR制度への対応	14
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	36
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	49
② 延滞債権に該当する貸出金	49
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	49
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が 別に定める事項	54
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、 時価及び評価損益	
① 有価証券	44
② 金銭の信託	45
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	49
ヘ. 貸出金償却の額	49
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	37
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営 又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして 金融庁長官が別に定めるもの	46
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および 財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の 代表者記名	37
(参考)退職給付会計について	47
II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容 及び組織の構成	50
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として 次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	50
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す 指標として次に掲げる事項	50
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における 財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	50

令和2年度の業績

令和2年度の運営方針

当金庫は、令和2年度策定(期間3ヵ年)の第9次中期経営計画一地域・お客様との「共通価値」の創造と発展(共存共栄)一をスタートさせております。

同中期経営計画は、1.お客様との情報関係性を深め、お客様と地域社会の課題に応える(顧客の観点)、2.経営環境の変化に打ち勝つ、健全な業務運営・経営基盤の確立(組織の観点)、3.地域、お客様の成長を担う人材の育成(職員の観点)の3つを基本方針として掲げております。

また、コア業務純益(除投信解約益)、当期純利益、貸出金残高、預金残高、自己資本比率の5項目を目標経営指標としております。

令和2年度の経営環境

令和2年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの影響を大きく受けました。前半には、感染防止対策の効果が表れ感染拡大が一服した状況となり、政府による財政出動の効果もあり、経済は持ち直しの傾向が表れつつありました。しかしながら、後半には再び感染拡大の状況となり、企業の業績悪化・倒産の増加・失業者の増加等の負の面が表面化しております。

令和2年度の預金・貸出金・損益の状況

預金

お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、特に新型コロナウイルス感染症関連の給付金・補助金等により、預金・積金残高は204億円増加し、6,966億円となりました。

貸出金

お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者様に積極的な資金繰り支援を実施した結果、貸出金残高は160億円増加し、3,413億円となりました。

損益の状況

金利の低下により貸出金利息は減少しましたが、有価証券利息配当金等の増加により資金利息は増加しました。また、役務収益の増加や経費の削減等の効果もあり、経常利益は前年比464百万円増加の1,338百万円となり、当期純利益は、前年比635百万円増加し、1,316百万円となりました。

自己資本比率について

自己資本比率(令和3年3月末) 10.07%

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、貸出金等のリスク・アセットの減少に加え、適正な内部留保により自己資本が増加したこと、前年比で0.75%ポイント上昇しました。

$$\text{自己資本比率の算出方法} >> \text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスク・アセット}} \times 100 = 10.07\%$$

令和3年3月末の自己資本比率は10.07%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	10,691	10,575	9,499	9,679	9,437
経常利益	1,959	1,223	770	873	1,338
当期純利益	1,789	1,117	712	681	1,316
出資総額	2,368	2,393	2,427	2,408	2,392
出資総口数(千口)	4,736	4,787	4,854	4,816	4,784
純資産額	28,850	29,218	31,565	30,064	34,440
総資産額	700,613	725,717	729,091	710,879	756,068
預金積金残高	665,271	688,213	690,315	676,151	696,626
貸出金残高	314,038	326,437	328,772	325,333	341,371
有価証券残高	190,251	187,357	196,139	212,440	232,475
単体自己資本比率(%)	9.58	9.03	9.30	9.32	10.07
出資に対する配当金	93	94	95	96	95
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	20	20	20
役員員数(人)	11	11	11	11	10
うち常勤役員数(人)	7	7	7	7	6
職員員数(人)	538	527	542	521	499
会員員数(人)	44,137	44,162	44,198	43,641	43,184

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

財務諸表

貸借対照表

■資産の部		
科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
現金	12,669	11,564
預け金	148,075	157,165
買入金銭債権	3,681	5,317
金銭の信託	700	700
有価証券	212,440	232,475
国 債	581	1,069
地 方 債	44,929	41,122
短 期 社 債	—	4,999
社 債	72,388	72,067
株 式	252	541
そ の 他 の 証 券	94,288	112,674
貸出金	325,333	341,371
割 引 手 形	1,680	1,003
手 形 貸 付	10,003	9,033
証 書 貸 付	304,807	324,486
当 座 貸 越	8,842	6,847
外国為替	30	—
外 国 他 店 預 け	30	—
その他資産	4,261	4,270
未 決 済 為 替 貸	202	179
信 金 中 金 出 資 金	3,155	3,155
前 払 費 用	0	1
未 収 収 益	548	579
金融 派 生 商 品	5	—
そ の 他 の 資 産	348	354
有形固定資産	6,507	6,303
建 物	1,312	1,297
土 地	4,620	4,584
リ ー ス 資 産	210	176
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	364	245
無形固定資産	322	257
ソ フ ト ウ エ ア	315	252
リ ー ス 資 産	7	5
繰延税金資産	274	—
債務保証見返	210	178
貸倒引当金	△ 3,417	△ 3,357
一般貸倒引当金	△ 578	△ 519
個別貸倒引当金	△ 2,839	△ 2,838
資産の部合計	711,090	756,247

■負債の部		
科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
預金積金	676,151	696,626
当 座 預 金	36,078	38,037
普 通 預 金	253,046	298,098
貯 蓄 預 金	305	283
通 知 預 金	872	997
定 期 預 金	368,211	343,093
定 期 積 金	11,972	10,809
そ の 他 の 預 金	5,664	5,305
借 用 金	1,990	21,674
借 入 金	1,990	21,674
そ の 他 負 債	1,220	1,155
未 決 済 為 替 借	220	227
未 払 費 用	453	437
給 付 補 填 備 金	23	15
未 払 法 人 税 等	11	11
前 受 収 益	60	49
払 戻 未 済 金	16	19
払 戻 未 済 持 分	2	1
金 融 派 生 商 品	52	35
リ ー ス 債 務	217	181
資 産 除 去 債 務	73	74
そ の 他 の 負 債	87	100
賞 与 引 当 金	311	305
退 職 給 付 引 当 金	161	71
預 金 払 戻 損 失 引 当 金	149	98
偶 発 損 失 引 当 金	304	218
繰延税金負債	—	955
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	210	178
負債の部合計	681,025	721,807

■純資産の部		
科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
出資金	2,408	2,392
普 通 出 資 金	2,408	2,392
利 益 剰 余 金	26,872	28,092
利 益 準 備 金	2,427	2,427
(うち利益準備金限度超過積立金)	(18)	(34)
そ の 他 利 益 剰 余 金	24,445	25,665
特 別 積 立 金	22,100	22,100
当 期 末 处 分 剰 余 金	2,345	3,565
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 计	29,279	30,484
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	51	3,222
土 地 再 評 価 差 額 金	733	733
評 価 換 算 差 額 金 等 合 计	784	3,955
純 資 産 の 部 合 计	30,064	34,440
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 计	711,090	756,247

損益計算書

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	9,679,166	9,437,798
資金運用収益	7,349,149	7,344,795
貸 出 金 利 息	4,775,145	4,611,040
預 け 金 利 息	249,296	181,746
コールローン利息	452	—
有価証券利回り配当金	2,237,442	2,414,018
そ の 他 の 受 入 利 息	86,812	137,989
役 務 取 引 等 収 益	1,100,900	1,136,419
受 入 為 替 手 数 料	488,187	472,217
そ の 他 の 役 務 収 益	612,712	664,201
そ の 他 業 務 収 益	632,652	144,697
国 債 等 債 券 売 却 益	575,788	100,833
国 債 等 債 券 償 還 益	240	115
金融派生商品収益	—	12,457
そ の 他 の 業 務 収 益	56,624	31,291
そ の 他 経 常 収 益	596,464	811,886
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	103,371	—
債 却 債 債 取 立 益	237,545	106,507
株 式 等 売 却 益	147,515	384,267
金 銭 の 信 托 運 用 益	25,690	30,901
そ の 他 の 経 常 収 益	82,342	290,208
経 常 費 用	8,805,492	8,099,305
資 金 調 達 費 用	328,408	268,950
預 金 利 息	301,174	246,391
給 付 補 填 備 金 総 入 額	15,220	11,732
借 用 金 利 息	5,183	4,501
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	6,754	6,293
そ の 他 の 支 払 利 息	75	31
役 務 取 引 等 費 用	643,503	630,514
支 払 為 替 手 数 料	166,616	155,927
そ の 他 の 役 務 費 用	476,886	474,586
そ の 他 業 務 費 用	827,876	432,742
外 国 為 替 売 買 損	8	180
国 債 等 債 券 売 却 損	31,193	244,014
国 債 等 債 券 償 還 損	794,192	60,466
國 債 等 債 券 償 却	—	125,080
金融派生商品費用	249	—
そ の 他 の 業 務 費 用	2,232	2,999
経 費	6,639,025	6,429,532
人 件 費	3,980,640	3,815,687
物 件 費	2,423,907	2,387,190
税 金	234,476	226,654
そ の 他 経 常 費 用	366,678	337,566
貸 倒 引 当 金 総 入 額	—	95,551
貸 出 金 償 却	153,986	75,230
株 式 等 売 却 損	91,511	10,741
株 式 等 償 却	0	288
そ の 他 の 経 常 費 用	121,179	155,754

剩余金処分計算書

科 目	令和元年度	令和2年度
当 期 末 处 分 剰 余 金	2,345,032	3,565,684
剩 余 金 処 分 額	96,215	1,095,440
普通出資に対する配当金	96,215	95,440
特 別 積 立 金	—	1,000,000
繰越金(当期末残高)	2,248,817	2,470,244

財務諸表の適正性等の確認

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あづさ監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月8日

兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

貸借対照表の注記事項

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く））並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～50年
その他 4年～20年
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、小金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に經營破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は經營破綻の状況がないが、今後經營破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取扱い不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,280百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額 1,718,649百万円
差引額 △142,668百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分） 0.5056%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率法であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金92百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合つツイジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 証券投資信託の解約損益は銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 3,357百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分における債務者の信用リスク」であります。「債務者区分の判定における債務者の信用リスク」は、各債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を評価し、設定しております。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済への影響は一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。
新型コロナウイルス感染症拡大の影響が深刻化した場合や、個別貸出先の業績変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額－一百万円
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額－一百万円
20. 子会社等の株式又は出資金の総額 63百万円
21. 子会社等に対する金銭債権総額 一千万円
22. 子会社等に対する金銭債務総額 183百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 11,314百万円
24. 貸出金のうち、破綻先債権額は 816百万円、延滞債権額は 17,196百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒引当を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人法規施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取扱い不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,280百万円であります。
25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,021百万円であります。
なお、24.から27.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付为替手形及び買入外國為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 1,003百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 4,000百万円
有価証券 25,874百万円
担保資産に応対する債務
借用金 21,674百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として預け金50,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は7百万円及び敷金は88百万円であります。
30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価による繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月 日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣貿易事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,299百万円

31. 出資1口当たりの純資産額 7,199円00銭

32. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めています。また、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それら発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に關わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理体制を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっています。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっています。

リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。
① 信用リスクの管理
当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催して審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことでの管理、その状況等は企画部がモニタリングしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理
当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。

定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。

(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。

(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従って行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を行っております。

これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、及び資金運用方針等に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」のうち債券、「貸出金」「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより日々測定し、得られたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「信用金庫法施行規則第12条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区间99%、観測期間1年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、3,568百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、当事業年度末の上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の経済価値の変動額は、1,540百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）を超える金利の変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

33. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
(*1)預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価」が含まれております。
(*2)貸出金に応する一般貸倒引当金を控除しております。
(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

	貸借対照表上額	時価	差額

<tbl_r cells="4" ix="5" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="4

金融負債	
(1)預金積金	
(子会社・子法人等株式) (*) 1)	43
関連法人等株式(*) 1)	20
非上場株式(*) 1)	155
信金中央金庫出資金(*) 1)	3,155
合 計	3,374

(*) 1)子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
(単位:百万円)

区 分	貸借対照表上額
子会社・子法人等株式(*) 1)	43
関連法人等株式(*) 1)	20
非上場株式(*) 1)	155
信金中央金庫出資金(*) 1)	3,155
合 計	3,374

(*) 1)子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるごとから時価開示の対象とはしておりません。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*) 1)	45,300	67,000	14,000	3,000
有価証券(*) 2)	11,549	42,618	72,422	58,608
満期保有目的の債券	1,020	4,691	360	307
その他有価証券のうち満期があるもの	10,529	37,927	72,062	58,301
貸出金(*) 3)	59,776	113,837	77,337	68,610
合 計	116,626	223,455	163,760	130,218

(*) 1)預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。

(*) 2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定期が明確に見込めないものは含めておりません。

(*) 3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念に対する債権等、償還予定期が見込めないものの、期間の定めないものは含んでおりません。

主な有利子負債の決算日後の返済予定期額				
	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(*) 1)	630,428	65,030	1,167	—
合 計	630,428	65,030	1,167	—

(*) 1)預金積金のうち、要求払預金は1年以内に含めています。

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりあります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、36.まで同様であります。

満期保有目的の債券			
種 類	貸借対照表上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
時 値 が 貸 借 対 照 表 計 上 額 を 超 え る も の	3,509	3,571	61
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	2,359	2,387	27
社 債	4,998	5,060	62
そ の 他	10,867	11,019	151
小 計	—	—	—
国 債	—	—	—
地 方 債	10	9	△0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	819	816	△2
そ の 他	829	826	△2
合 計	11,697	11,845	148

その他有価証券			
種 類	貸借対照表上額	取 得 原 価	差 額
株 式	203	197	6
債 券	81,393	79,292	2,100
国 債	1,069	1,022	47
地 方 債	36,430	35,169	1,260
短 期 社 債	—	—	—
社 債	43,893	43,100	792
そ の 他	82,429	78,811	3,618
小 計	164,026	158,301	5,725
株 式	118	123	△5
債 券	31,986	32,274	△287
国 債	—	—	—
地 方 債	1,172	1,180	△7
短 期 社 債	4,999	4,999	—
社 債	25,814	26,094	△279
そ の 他	29,745	30,709	△964
小 計	61,850	63,108	△1,257
合 計	225,877	221,409	4,467

売却額			
株 式	16	—	8
債 券	4,407	9	216
国 債	4,021	8	—
地 方 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	385	1	216
そ の 他	13,708	437	28
合 計	18,132	447	252

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

36. 減損処理を行った有価証券
売買目的の有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なもの除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます)しております。当事業年度における減損処理額は、125百万円(うち、社債125百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日において、50%以上下落している銘柄については、著しく下落したとみなし、減損処理を行っております。

37. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的)
(単位:千円)

	貸借対照表上額	取得原価	差額	うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの
その他の金銭の信託	700	700	—	—

(注) 1)「うち貸借対照表上額が取得原価を超えるもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,192百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,736百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緯延税金資産	(単位:百万円)
税務上の緯越欠損金(注)2)	1,282
貸倒引当金	1,327
減価償却超過額	298
土地の減損	130
賞与引当金	85
退職給付引当金	19
その他	244
緯延税金資産小計	3,390
税務上の緯越欠損金に係る評価性引当額(注)2)	△1,252
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,847
評価性引当額小計(注)1)	△3,099
緯延税金資産合計	290
緯延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,245
その他	0
緯延税金負債合計	1,245
緯延税金負債の純額	955

(注) 1)評価性引当額が前年比358百万円減少しております。この減少の主な要因は、緯越欠損金及び貸倒引当金に係る評価性引当額が減少したことによるものです。

(注) 2)税務上の緯越欠損金及びその緯延税金資産の緯越期限別の金額

事業年度(令和3年3月31日)						
	1年以内	1年超2年以内	3年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の緯越欠損金(*) 1)	30	—	113	99	82	956 △1,252
評価性引当額	—	—	△113	△99	△82	△556 △1,252
緯延税金資産</td						

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金

その他の預金の平均残高

■預金積金及び譲渡性預金平均残高		(単位:百万円)
	令和元年度	令和2年度
流動性預金	297,079	345,901
うち有利息預金	229,884	265,352
定期性預金	390,260	368,081
定期預金	377,676	356,894
うち固定金利定期預金	377,537	356,775
うち変動金利定期預金	138	119
定期積金	12,583	11,186
その他	2,152	2,127
計	689,492	716,109
譲渡性預金	—	—
合 計	689,492	716,109

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■定期預金残高		(単位:百万円)
	令和2年3月末	令和3年3月末
定期預金	368,211	343,093
固定金利定期預金	368,076	342,986
変動金利定期預金	125	99
そ の 他	8	7

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高		(単位:百万円)
	令和元年度	令和2年度
手形貸付	10,391	8,963
証書貸付	304,354	323,624
当座貸越	8,588	7,253
割引手形	2,091	1,468
合 計	325,425	341,308

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金科目別平残内訳

	令和元年度	令和2年度
当座預金	35,606	38,716
普通預金	260,269	305,951
貯蓄預金	312	285
通知預金	890	947
定期預金	377,676	356,894
定期積金	12,583	11,186
別段預金	2,023	2,049
納税預金	69	64
その他預金	59	13
合 計	689,492	716,109

使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高		(単位:百万円)		
	令和2年3月末	令和3年3月末		
設備資金	155,069	47.6%	152,153	44.5%
運転資金	170,264	52.3%	189,218	55.4%
合 計	325,333	100.0%	341,371	100.0%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳		(単位:先、百万円)	
業種区分	令和2年3月末	令和3年3月末	
製造業	530	21,493	6.6%
農業、林業	30	439	0.1%
漁業	13	79	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	194	0.0%
建設業	1,091	27,299	8.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	16	0.0%
情報通信業	32	703	0.2%
運輸業、郵便業	126	6,663	2.0%
卸売業、小売業	781	23,775	7.3%
金融業、保険業	28	7,201	2.2%
不動産業	972	74,537	22.9%
物品賃貸業	10	1,242	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	129	2,196	0.6%
宿泊業	17	4,878	1.4%
飲食業	308	5,132	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	324	13,959	4.2%
教育、学習支援業	25	754	0.2%
医療、福祉	219	10,625	3.2%
その他のサービス	244	7,766	2.3%
小計	4,882	208,959	64.2%
地方公共団体	14	36,516	11.2%
個人	14,126	79,857	24.5%
合 計	19,022	325,333	100.0%
	5,121	229,007	67.0%
	13	33,421	9.7%
	12,706	78,942	23.1%
	17,840	341,371	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金残高		(単位:百万円)
	令和2年3月末	令和3年3月末
貸出金	325,333	341,371
変動金利	189,608	180,697
固定金利	135,724	160,674

消費者ローン・住宅ローン残高

■消費者ローン・住宅ローン残高		(単位:百万円)
	令和2年3月末	令和3年3月末
消費者ローン	6,866	5,836
住宅ローン	71,937	72,390
合 計	78,804	78,226

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳		(単位:百万円)
	令和2年3月末	令和3年3月末
当金庫預金積金	3,226	2,651
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	60,727	55,842
その他	0	—
計	63,954	58,494
信用保証協会・信用保険	68,333	106,205
保証	129,514	118,528
信用	63,531	58,143
合 計	325,333	341,371

■債務保証見返の担保別内訳

■債務保証見返の担保別内訳		(単位:百万円)
	令和2年3月末	令和3年3月末
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	21	20
その他	—	—
計	22	21
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	146	130
信用	41	27
合 計	210	178

デリバティブ取引

金利関連取引

								(単位:百万円)	
令和元年度				令和2年度					
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	
店 頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	
	受取変動・支払固定	907	907	859	△ 47	851	851	816	△ 35
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	
合 計				859	△ 47	816		△ 35	

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

								(単位:百万円)
令和元年度				令和2年度				
	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	為替予約							
	売 建	54	54	59	△ 4	—	—	—
	買 建	54	54	59	5	—	—	—
	合 計	118		0				

(注) 1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金債権債務等に付されたもので当該外貨建金債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいたします。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額についでは前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	213

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」194百万円、「賞与」19百万円となっております。

3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。

4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいたします。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額についでは前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	総支払額
対象役員に対する報酬等	213

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」194百万円、「賞与」19百万円となっております。

3. 当金庫が当年度中に支払った役員退職慰労金、および当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金はありません。

4. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であつて、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫の退職給付制度は次のとおりです。

①確定給付企業年金制度(平成19年10月1日)

②確定拠出年金制度(平成19年10月1日)

また、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
退 職 給 付 債 務 (A)	2,297,472	2,267,675
年 金 資 産 (B)	2,076,081	2,462,915
前 払 年 金 費 用 (C)		
未 認 識 過 去 勤 務 費 用 (D)	59,429	△ 266,366
未 認 識 数 理 計 算 上 の 差 異 (E)		
そ の 他 (賃時に支払った割増退職金等) (F)		
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	363,432	376,251

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

区 分	金 額	
	令和元年度	令和2年度
勤 務 費 用 (A)	413,067	398,236
利 息 費 用 (B)		
期 待 運 用 収 益 (C)	△ 30,535	△ 31,141
過去勤務費用の費用処理額 (D)		
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△ 19,099	9,156
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)		
そ の 他 (賃時に支払った割増退職金等) (G)		
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	363,432	376,251

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

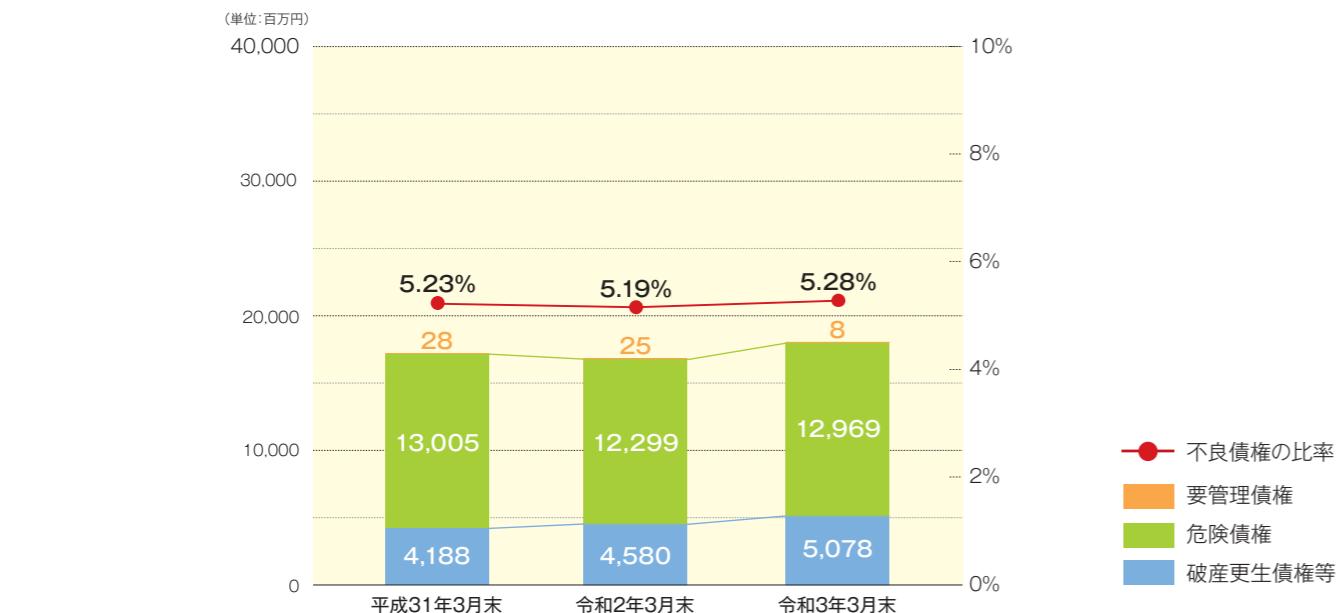
金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破綻先、実質破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先の債権)、要管理債権(要注意先のうち、元本又は利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権)の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてが口座に繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は344億円に上っており、健全性については問題ありません。



金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

区分	開示額(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率%(b)/(a)	引当率%(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	令和2年3月末	16,906	15,716	12,944	2,771	92.96
	令和3年3月末	18,056	16,876	14,089	2,786	93.46
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月末	4,580	4,580	3,957	623	100.00
	令和3年3月末	5,078	5,078	4,486	592	100.00
危険債権	令和2年3月末	12,299	11,129	8,983	2,146	90.49
	令和3年3月末	12,969	11,797	9,603	2,194	90.96
要管理債権	令和2年3月末	25	5	3	1	21.05
	令和3年3月末	8	0	0	0	3.83
正常債権	令和2年3月末	308,756	—	—	—	—
	令和3年3月末	323,642	—	—	—	—
合計	令和2年3月末	325,662	—	—	—	—
	令和3年3月末	341,699	—	—	—	—

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。
- 3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。
- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。
- 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 6.「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。

(単位:百万円)

区分	開示額(a)	担保・保証等による回収見込額(b)	貸倒引当金(c)	保全率%(b)/(a)	引当率%(c)/(a-b)
破綻先債権	令和2年3月末	568	528	39	100.00
	令和3年3月末	816	762	53	100.00
延滞債権	令和2年3月末	16,273	12,402	2,701	92.82
	令和3年3月末	17,196	13,311	2,711	93.18
3ヵ月以上延滞債権	令和2年3月末	—	—	—	—
	令和3年3月末	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年3月末	25	3	1	21.05
	令和3年3月末	8	0	0	3.83
合計	令和2年3月末	16,867	12,935	2,743	92.95
	令和3年3月末	18,021	14,074	2,766	93.45
					70.09

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6.「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に對して引当てる金額を記載しております。
 8.保全率はリスク管理債権ごとの開示額に對し、担保・保証・貸倒引当金を設定している割合です。
 保全率=(担保・保証等による回収見込額+貸倒引当金)÷開示額
 9.引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に對し、貸倒引当金を引当てる割合です。
 引当率=貸倒引当金÷(開示額-担保・保証等による回収見込額)

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	514	578	—	514
	令和2年度	578	519	—	519
個別貸倒引当金	令和元年度	3,060	2,839	53	3,006
	令和2年度	2,839	2,838	155	2,684
合計	令和元年度	3,574	3,417	53	3,521
	令和2年度	3,417	3,357	155	3,262
					3,357



子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社1社と子法人等1社及び関連法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	-%
兵信リース株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	41.0%	-%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	-%

当金庫グループの事業の概況(連結)

預金については、流動性預金の増加が定期性預金の減少を上回り、期末残高で前連結会計年度比204億円、3.02%増加し6,965億円となりました。また、貸出金については、事業性貸出等の増加により、期末残高で前連結会計年度比160億円、4.92%増加し3,413億円となりました。

収支面では、堅調な資金利益に加え、経費の減少等の影響に

より、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比635百万円、92.19%増加し、1,325百万円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.76ポイント上昇し10.12%となりました。

これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結経常収益	10,688	10,572	9,499	9,678	9,435
連結経常利益	1,961	1,232	782	882	1,348
親会社株主に帰属する当期純利益	1,791	1,124	722	689	1,325
連結純資産額	28,946	29,322	31,679	30,186	34,570
連結総資産額	700,664	725,770	729,150	710,944	756,142
連結自己資本比率(%)	9.61	9.07	9.34	9.36	10.12

(注)連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

(単位:百万円)		
科目	令和2年3月末	令和3年3月末
現金及び預け金	160,744	168,730
買入金銭債権	3,681	5,317
金銭の信託	700	700
有価証券	212,503	232,548
貸出金	325,333	341,371
外國為替	30	-
その他資産	4,261	4,270
有形固定資産	6,508	6,303
建物	1,312	1,297
土地	4,620	4,584
リース資産	210	176
その他の有形固定資産	365	245
無形固定資産	323	257
ソフトウェア	315	252
リース資産	7	5
その他の無形固定資産	0	0
繰延税金資産	274	-
債務保証見返	210	178
貸倒引当金	△3,417	△3,357
資産の部合計	711,155	756,321

■負債の部 (単位:百万円)

科目	令和2年3月末	令和3年3月末
預金積金	676,076	696,552
借用金	1,990	21,674
その他負債	1,228	1,164
賞与引当金	321	313
退職給付に係る負債	162	71
預金払戻損失引当金	149	98
偶発損失引当金	304	218
繰延税金負債	-	955
再評価に係る繰延税金負債	523	523
債務保証	210	178
負債の部合計	680,968	721,751

■純資産の部 (単位:百万円)

科目	令和2年3月末	令和3年3月末
出資金	2,408	2,392
利益剰余金	26,994	28,223
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	29,401	30,614
その他有価証券評価差額金	51	3,222
土地再評価差額金	733	733
評価・換算差額等合計	784	3,955
非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	30,186	34,570
負債及び純資産の部合計	711,155	756,321

連結損益計算書

科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	9,678,893	9,435,698
資金運用収益	7,346,488	7,338,134
貸出金利息	4,775,145	4,611,040
預け金利息	249,296	181,746
買手形利息及びローリー利息	452	-
有価証券利回り配当金	2,234,781	2,407,357
その他の受利息	86,812	137,989
役務取引等収益	1,094,862	1,130,381
その他業務収益	632,352	144,397
その他経常収益	605,189	822,784
貸倒引当金戻入益	103,371	-
償却債権取立益	237,545	106,507
その他の経常収益	264,273	716,276
経常費用	8,796,011	8,087,504
資金調達費用	328,408	268,949
預金利息	301,174	246,390
給付補填備金繰入額	15,220	11,732
借用金利息	5,183	4,501
その他の支払利息	6,829	6,324
役務取引等費用	643,503	630,514
その他業務費用	827,876	432,742
経費	6,629,073	6,417,553
その他経常費用	367,149	337,745
貸倒引当金繰入額	-	95,551
その他の経常費用	367,149	242,194
経常利益	882,882	1,348,193
特別利益	-	-
特別損失	192,489	6,751
固定資産処分損	16,840	6,751
減損損失	175,648	-
税金等調整前当期純利益	690,392	1,341,441
法人税、住民税及び事業税	11,080	11,629
法人税等調整額	△10,094	4,800
法人税等合計	985	16,430
当期純利益	689,407	1,325,011
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	689,407	1,325,011

連結貸借対照表の注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物・建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 建物 10年~50年
 - その他 4年~20年
 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零と表示しております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 - 破綻・特別清算等法による経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - 破綻懸念先で一定の債務者は、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると認められる債務者について、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の割定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
 - 上記以外の債権については、今後3年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
 - なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し、その金額は3,280百万円であります。
 - 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,392百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は10.07%と国内基準の4%を上回っております。経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第9次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、35ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

■信用リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱に努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポートの種類に偏ることがないよう、分散に努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になるとにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けれるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総合取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

尚、オリジネーターにあたる取引はございません。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

■体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的にあるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーション・リスクに関する項目

■リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートのリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従つた、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する項目

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金の金利差などを得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法(ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む)に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

口.「金利リスクの算定手法の概要」

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)

スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はございません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

△EVEは資産構成の見直し等により前期末から増加いたしました。

△NIIは資産構成の見直し等により前期末から増加いたしました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト(△EVE/自己資本)は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4%(国内基準)を確保できる水準となっております。

(2)銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

②金利リスク計測の前提及びその意味(特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)

当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率		
項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	29,183	30,389
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,408	2,392
うち、利益剰余金の額	26,872	28,092
うち、外部流出予定額(△)	96	95
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	883	738
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	883	738
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	94	106
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	30,160	31,234
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	232	185
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	232	185
緑延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	0
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、緑延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	241	186
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	29,919	31,047
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	306,454	293,785
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△901	△637
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	523	787
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,422	14,240
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	320,877	308,025
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	9.32%	10.07%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

		令和元年度	令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	306,454	12,258	293,785	11,751
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	287,633	11,505	271,633	10,865
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	826	33	823	32
地方三公社向け	305	12	353	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,731	1,509	35,524	1,420
法人等向け	101,972	4,078	96,484	3,859
中小企業等向け及び個人向け	67,134	2,685	61,779	2,471
抵当権付住宅ローン	6,329	253	6,005	240
不動産取得等事業向け	45,152	1,806	44,568	1,782
三月以上延滞等	1,993	79	1,680	67
取立未済手形	40	1	35	1
信用保証協会等による保証付	3,117	124	2,399	95
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,709	228	7,079	283
出資等のエクスポージャー	5,709	228	7,079	283
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	17,319	692	14,649	585
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	5,057	202	4,358	174
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	1,466	58	242	9
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	8,420	336	7,673	306
② 証券化エクspoージャー	730	29	1,171	46
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	730	29	1,171	46
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイ特ののみなし計算が適用されるエクspoージャー	18,227	729	20,879	835
ルック・スルー方式	18,227	729	20,879	835
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	523	20	787	31
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	765	30	738	29
⑦ 中央清算機関関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,422	576	14,240	569
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+口)	320,877	12,835	308,025	12,321

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向けから「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイ特が150%になったエクspoージャーのことです。
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工クスポートージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

業種・期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高										(単位:百万円)	
	エクspoージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオーバラン取引		債券		国外		デリバティブ取引		三月以上延滞エクspoージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	40,404	41,526	24,422	25,336	15,780	15,886	200	303	0	—	84	63
農業、林業	614	558	614	558	—	—	—	—	—	—	0	0
漁業	353	298	353	298	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	195	215	195	215	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	34,865	44,427	33,767	42,521	1,098	1,905	—	—	—	—	272	181
電気・ガス・熱供給・水道業	4,541	3,648	33	27	4,302	3,414	205	205	—	—	—	—
情報通信業	1,457	1,424	771	1,033	686	391	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	15,140	16,978	6,996	8,051	8,144	8,927	—	—	—	—	53	10
卸売業、小売業	29,531	32,463	25,717	29,048	3,813	3,414	—	—	0	—	290	289
金融業、保険業	196,197	193,921	7,718	7,147	11,708	16,503	27,358	31,970	2,547	2,460	—	—
不動産業	83,457	85,241	76,650	78,544	6,807	6,697	—	—	—	—	541	521
物品賃貸業	1,545	1,579	1,545	1,579	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	3,323	3,987	3,323	3,987	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4,886	4,779	4,886	4,779	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	6,476	9,091	6,476	9,091	—	—	—	—	—	—	198	189
生活関連サービス業、娯楽業	16,637	16,946	16,037	16,347	600	598	—	—	—	—	77	53
教育・学習支援業	653	859	653	859	—	—	—	—	—	—	299	299
医療・福祉	11,905	13,095	11,905	13,095	—	—	—	—	—	—	2	2
その他サービス業	11,955	10,408	9,296	10,408	2,659	—	—	—	—	—	44	47
国・地方公共団体等	114,739	130,531	36,516	33,421	62,297	58,768	14,715	17,015	—	—	—	—
個人	81,290	79,879	81,290	79,879	—	—	—	—	—	—	344	206
その他	39,473	41,735	210	—	—	2,752	15,579	16,444	—	—	—	—
業種別合計	699,647	733,595	349,381	366,231	117,899	119,259	58,059	65,939	2,548	2,460	2,209	1,865
1年以下	150,385	95,867	53,106	49,017	9,871	11,049	1,602	500	6	—	—	—
1年超3年以下	65,511	122,927	32,717	29,498	17,389	16,937	2,404	9,491	—	—	—	—
3年超5年以下	58,482	51,086	36,966	34,431	9,794	6,791	11,720	9,398	—	465	—	—
5年超7年以下	54,231	58,893	31,078	24,081	9,109	17,011	10,028	16,831	1,513	967	—	—
7年超10年以下	94,220	120,778	32,792	68,199	25,626	21,823	19,801	16,755	—	—	—	—
10年超	192,558	190,337	128,621	128,202	45,607	45,144	12,500	12,962	1,028	1,027	—	—
期間の定めのないもの	84,256	93,705	34,097	32,799	500	501	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	699,647	733,595	349,381	366,231	117,899	119,259	58,059	65,939	2,548	2,460	—	—

(注) 1. オーバラン取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒り当金、個別貸倒り当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒り当金及び貸出金償却の額等

業種	個別貸倒り当金		貸出金償却		(単位:百万円)	
	期末残高		当期増減額			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	98	177	△ 0	78	3	—
農業、林業	5	4	△ 0	△ 0	—	—
漁業	2	3	△ 0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	132	123	△ 14	△ 8	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	△ 0	—	0	—
運輸業、郵便業	1,226	1,171	△ 65	△ 54	—	—
卸売業、小売業	186	194	△ 29	8	102	16
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	366	412	△ 6	45	—	17
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	74	79	6	5	—	—
宿泊業	0	0	—	0	—	—
飲食業	65	55	1	△ 9	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	379	360	△ 20	△ 18	—	40
教育・学習支援業	3	5	△ 0	1	—	—
医療・福祉	25	25	△ 41	0	—	—
その他サービス業	44	45	3	1	46	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	157	126	△ 50	△ 30	0	—
その他	69	51	△ 0	△ 18	—	—
業種別合計	2,839	2,838	△ 220	△ 1	153	75

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%				

証券化エクスポートに関する事項

投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する事項)

■保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

	令和元年度	令和2年度
証券化エクスポートの額	2,902	4,403
金銭信託	—	—
貸出債権	500	970
住宅ローン	2,401	3,433

■保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高				所要自己資本の額			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15~50%未満	2,401	—	3,433	—	19	—	27	—
50~100%未満	500	—	970	—	10	—	19	—
100~250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

※所要自己資本の額=エクスポート残高×リスクウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポート残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

■再証券化エクスポート

該当する取引はございません。

出資等エクスポートに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,555	1,555	2,792	2,792
非上場株式等	4,154	—	4,288	—
合計	5,709	1,555	7,080	2,792

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

■出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

	令和元年度	令和2年度
売却益	147	384
売却損	91	10
償却	0	0

※損益計算書における損益の額を記載しております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポート	35,300	43,894
マンデート方式を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポート	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポート	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポート	—	—

金利リスクに関する事項

項目	(単位:百万円)			
	イ 口		ハ ニ	
	△EVE	△NII	△EVE	△NII
1 上方バラレルシフト	17,718	15,426	0	0
2 下方バラレルシフト	0	0	46	30
3 スティーブ化	13,825	12,991		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	17,718	15,426	46	30
	ホ	ヘ		
	当期末	前期末		
8 自己資本の額	31,047	29,919		

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率

	項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		29,305	30,519
うち、出資金及び資本剰余金の額		2,408	2,392
うち、利益剰余金の額		26,994	28,223
うち、外部流出予定額(△)		96	95
うち、上記以外に該当するものの額		△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		—	—
うち、為替換算調整勘定		—	—
うち、退職給付に係るものの額		—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		883	738
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		883	738
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		94	106
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		30,282	31,364
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額		233	185
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		233	185
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額		8	0
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
退職給付に係る資産の額		—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15%基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)		241	186
自己資本			
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)		30,041	31,177
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		306,519	293,858
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△901	△637
うち、他の金融機関等向けエクスポート		△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額		523	787
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		14,405	14,220
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		320,924	308,079
連結自己資本比率			
連結自己資本比率((ハ)/(二))		9.36%	10.12%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金

自己資本の充実度に関する事項

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	306,519	12,260	293,858	11,754
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	287,698	11,507	271,707	10,868
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	250	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	826	33	823	32
地方三公社向け	305	12	353	14
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,731	1,509	35,524	1,420
法人等向け	101,972	4,078	96,484	3,859
中小企業等向け及び個人向け	67,134	2,685	61,779	2,471
抵当権付住宅ローン	6,329	253	6,005	240
不動産取得等事業向け	45,152	1,806	44,568	1,782
三月以上延滞等	1,993	79	1,680	67
取立未済手形	40	1	35	1
信用保証協会等による保証付	3,117	124	2,399	95
株式会社地域活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	5,709	228	7,079	283
出資等のエクスポージャー	5,709	228	7,079	283
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	17,384	695	14,722	588
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	5,057	202	4,358	174
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	1,466	58	242	9
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	8,484	339	7,746	309
② 証券化工エクspoージャー	730	29	1,171	46
証券化	—	—	—	—
STO要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	730	29	1,171	46
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	18,227	729	20,879	835
ルック・スルーワ方式	18,227	729	20,879	835
マンテート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	523	20	787	31
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	765	30	738	29
⑦ 中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,405	576	14,220	568
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	320,924	12,836	308,079	12,323

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものも除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。
(オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化工エクspoージャーを除く)

■信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

業種・期間区分	エクspoージャー区分	信用リスクエクspoージャー期末残高				三月以上延滞エクspoージャー							
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券									
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度								
製造業	40,404	41,526	24,422	25,336	15,780	15,886	200	303	0	—	84	63	
農業、林業	614	558	614	558	—	—	—	—	—	—	—	0	
漁業	353	298	353	298	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	195	215	195	215	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	34,865	44,427	33,767	42,521	1,098	1,905	—	—	—	—	—	272	181
電気・ガス・熱供給・水道業	4,541	3,648	33	27	4,302	3,414	205	205	—	—	—	—	
情報通信業	1,457	1,424	771	1,033	686	391	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	15,140	16,978	6,996	8,051	8,144	8,927	—	—	—	—	53	10	
卸売業、小売業	29,531	32,463	25,717	29,048	3,813	3,414	—	—	—	—	290	289	
金融業、保険業	196,197	193,921	7,718	7,147	11,708	16,503	27,358	31,970	2,547	2,460	—	—	
不動産業	83,457	85,241	76,650	78,544	6,807	6,697	—	—	—	—	541	521	
物品賃貸業	1,545	1,579	1,545	1,579	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業	3,323	3,987	3,323	3,987	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	4,886	4,779	4,886	4,779	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	6,476	9,091	6,476	9,091	—	—	—	—	—	—	198	189	
生活関連サービス業、娯楽業	16,637	16,946	16,037	16,347	600	598	—	—	—	—	77	53	
教育・学習支援業	653	859	653	859	—	—	—	—	—	—	299	299	
医療・福祉	11,905	13,095	11,905	13,095	—	—	—	—	—	—	2	2	
その他のサービス	11,955	10,408	9,296	10,408	2,659	—	—	—	—	—	44	47	
国・地方公共団体等	114,739	130,531	36,516	33,421	62,297	58,768	14,715	17,015	—	—	—	—	
個人	81,290	79,879	81,290	79,879	—	—	—	—	—	—	344	206	
その他	39,538	41,808	210	—	—	2,752	15,579	16,444	—	—	—	—	
業種別合計	699,712	733,669	349,381	366,231	117,899	119,259	58,059	65,939	2,548	2,460	2,209	1,865	
1年以下	149,887	95,867	53,106	49,017	9,871	11,049	1,602	500	6	—	—		
1年超3年以下	65,511	122,927	32,717	29,498	17,389	16,937	2,404	9,491	—	—	—		
3年超5年以下	58,482	51,086	36,966	34,431	9,794	6,791	11,720	9,398	—	465	—		
5年超7年以下	54,729	58,893	31,078	24,081	9,109	17,011	10,028	16,831	1,513	967	—		
7年超10年以下	94,220	120,778	32,792	68,199	25,626	21,823	19,801	16,755	—	—	—		
10年超	192,558	190,337	128,621	128,202	45,607	45,144	12,500	12,962	1,028	1,027	—		
期間の定めのないもの	84,322	93,778	34,097	32,799	500	501	—	—	—	—	—		
残存期間別合計													

ひょうしんのネットワーク

店舗一覧 (令和3年7月31日現在)

地区	店名	住所	TEL	キャッシュコーナー稼働時間	
				平日	土・日曜日・祝日
姫路市	① 本 部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	① 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	② 飾磨支店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	③ 西飾磨支店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	④ 広畑支店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑤ 蒲田出張所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑥ 網干支店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑦ 網干駅支店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑧ 白浜支店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑨ 妻鹿出張所	〒672-8031 姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	079(246)3141	8:45~21:00	9:00~19:00
	⑩ 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑪ 今宿支店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑫ 城西支店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑬ 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑭ 御立支店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑮ 家島支店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2137番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
⑯ 坊勢出張所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—	
神戸市	⑰ 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通2丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑱ 神戸駅前支店*1	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通4丁目3番5号(御旅支店内)	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑲ 御旅支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通4丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑳ 新長田支店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉑ 六甲支店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉒ 五毛出張所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉓ 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉔ 学が丘支店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉕ 東灘支店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉖ 藤原台支店*2	〒651-1302 神戸市北区藤原台中町一丁目2番2号	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉗ 有野出張所*2	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)1201	8:45~20:00	9:00~19:00
	㉘ 山の街支店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉙ 鈴蘭台支店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉚ 甲子園支店	〒663-8151 西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉛ 大久保支店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
㉜ 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉝ 加古川支店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00	
㉞ 高砂支店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉟ 御津支店	〒671-1341 たつの市御津町金屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉟ 新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00	
㉞ 相生支店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00	
㉞ 赤穂支店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉞ 尾崎出張所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉞ 太子支店	〒671-1561 搞保郡太子町鶴1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉞ 上郡支店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:00~21:00	9:00~19:00	
㉞ 佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00	

※1. 神戸駅前支店は、令和3年8月御旅支店内に移転予定

※2. 藤原台支店・有野出張所は、令和3年9月統合予定(詳しくはひょうしんホームページをご覧ください)

営業地区	
姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市 小野市・三木市(旧美嚢郡吉川町を除く)・三田市・神戸市 芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・たつの市・揖保郡 赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡	



店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平日	土・日曜日・祝日
イオン宮西出張所	イオン宮西ショッピングセンター内	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティ出張所	イオンモール姫路リバーシティ1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津1階	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアーグ網干店出張所	ヤマダストアーグ網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
姫路循環器病センター出張所	姫路循環器病センター本館1階玄関ロビー	9:00~18:00	—
ヤマダストアーニュードリーム店出張所	ヤマダストアーニュードリーム店2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ姫路砥堀店出張所	コープ姫路砥堀店1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ姫路寺田店出張所	コープ姫路寺田店1階	8:00~20:00	9:00~17:00
アスバ高砂出張所	アスバ高砂1階	9:00~19:00	9:00~17:00
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00
久崎出張所	佐用郡佐用町久崎248番地の8	8:45~21:00	9:00~19:00
大津出張所	姫路市大津区天神町二丁目65番地	8:45~21:00	9:00~19:00
新開地出張所	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	8:45~21:00	—

■ひょうしんホームページアドレス <https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>